

Radiata Increase



FP2級 2022 年 1 月 学科 過去問解説

☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- 試験問題については、特に指示のない限り、2021年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
- 次の各問について答えを1つ選び、その番号を解答用紙にマークしてください。

ライフプラン

問題1～10

問題 1

ファイナンシャル・プランナー(以下「FP」という)の顧客に対する行為に関する次の記述のうち、関連法規に照らし、最も不適切なものはどれか。

1. 金融商品取引業者の登録を受けていないFPのAさんは、特定銘柄について、顧客から株式投資のアドバイスを求められ、その株価チャートを示しながら投資のタイミングを有償で助言した。
2. 生命保険募集人の登録を受けていないFPのBさんは、顧客からライフプランの相談を受け、老後資金を準備するための生命保険の一般的な活用方法を無償で説明した。
3. 司法書士の登録を受けていないFPのCさんは、顧客から将来判断能力が不十分になった場合の財産の管理を依頼され、有償で当該顧客の任意後見受任者となった。
4. 社会保険労務士の登録を受けていないFPのDさんは、顧客の求めに応じ、老齢基礎年金や老齢厚生年金の受給要件や請求方法を無償で説明した。

【答え】

1. 不適切

金融商品取引業として、投資助言・代理業の登録をしていないFPは、顧客との投資顧問契約に基づいて、個別銘柄の有価証券に係る動向や投資判断についての助言を行うことはできません。

2. 適切

生命保険募集人登録を受けていないFPでは、生命保険の募集行為を行うことはできませんが、ライフプランニングにおける生命保険の必要性に関する助言や、各社の生命保険商品の特徴・商品性の説明は可能です。

3. 適切

任意後見人となる際、特別な資格は不要ですので、司法書士資格のないFPでも可能です。

4. 適切

社労士資格のないFPでも、顧客の公的年金の受給要件や請求方法を説明することは可能ですが、公的年金の請求手続きの代行等は、社労士資格のないFPはできません。

したがって正解は、1.

問題 2

「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 個人情報保護法に定める個人識別符号には、指紋認証データや顔認証データといった個人の身体の一部の特徴をデータに変換した符号が含まれる。
2. 個人情報取扱事業者は、個人情報データベース等を事業の用に供している者のうち、5,000件超の個人データを取り扱う事業者に限られる。
3. 個人情報取扱事業者が、本人との契約を通じて契約者本人の個人情報を取得する場合、原則として、契約締結前に、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。
4. 個人情報取扱事業者が、人の生命、身体または財産の保護のために、本人の病歴や犯罪の経歴などの要配慮個人情報を取得する場合、取得に当たって本人の同意を得ることが困難であるときは、あらかじめ本人の同意を得る必要がない。

【答え】

1. 適切

個人識別符号とは、個人情報の定義の明確化として、「指紋データや顔認識データのような**個人の身体の特徴**をコンピュータの用に供するために変換した文字、番号、記号等の符号」、「旅券番号や運転免許証番号のような**個人に割り当てられた**文字、番号、記号等の符号が個人識別符号として、**新たな個人情報**として含まれます。

2. 不適切

「個人情報取扱事業者」とは、個人情報保護法第2条第5項において、「個人情報データベースなどを事業の用に供している者」と定義されています。法改正以前は5,000件超の個人情報を事業で扱う場合、個人情報保護法の規制対象事業者でしたが、法改正により**個人情報を取り扱う事業者はすべて法規制の対象**となりました。

3. 適切

個人情報を取得する場合には、**利用目的を通知・公表**しなければならない。なお、本人から直接書面で個人情報を取得する場合には、あらかじめ**本人に利用目的を明示**しなければならない。

4. 適切

要配慮個人情報には、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等が該当し、あらかじめ本人の同意を得ないで取得することが禁止されます。

ただし、**本人の同意を得ることが困難であるとき**(改正個人情報保護法17条2項3号)は本人の同意を得なくても**要配慮個人情報を取得**できます。

したがって正解は、2.

問題 3

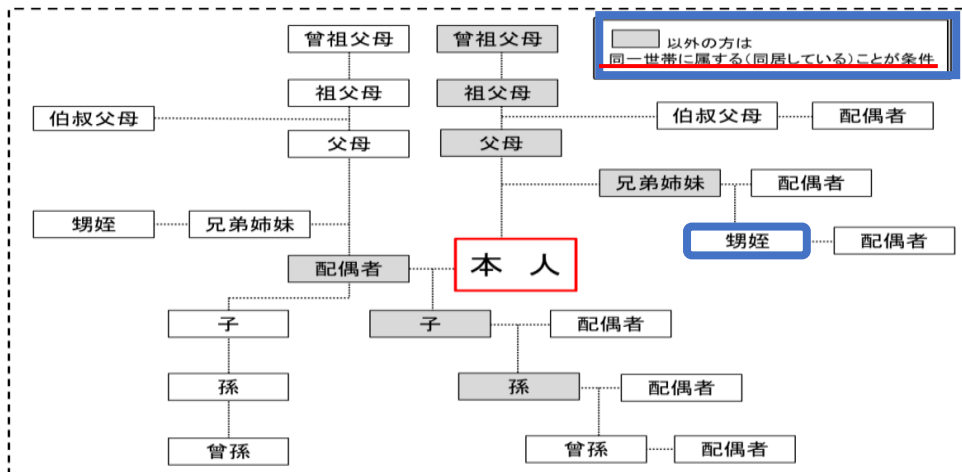
公的医療保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 健康保険の被保険者の甥や姪が被扶養者になるためには、被保険者と同一世帯に属していることが必要である。
2. 国民健康保険の被保険者が75歳に達すると、その被保険者資格を喪失し、後期高齢者医療制度の被保険者となる。
3. 全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)の場合、一般保険料率は全国一律であるのに対し、介護保険料率は都道府県ごとに定められており、都道府県によって保険料率が異なる。
4. 健康保険の被保険者資格を喪失する日の前日までに引き続き2ヵ月以上被保険者であった者は、原則として、被保険者資格を喪失した日から20日以内に申請することにより、最長で2年間、健康保険の任意継続被保険者となることができる。

【答え】

1. 適切

被扶養者になれるのは、下図の範囲の方で、主として被保険者の収入により生計を維持されている75歳未満の方(後期高齢者医療制度の被保険者とならない方)です。



全国健康保険協会

被保険者の甥や姪が被扶養者になるためには、被保険者と同一世帯に属していることが必要である。

2. 適切

後期高齢者医療制度の対象者とは、

- ・75歳以上の方(75歳の誕生日当日から資格取得)
- ・65歳以上74歳以下の方で、寝たきり等一定の障害があると認定された方(認定日から資格取得)

健康保険や国民健康保険の被保険者資格を喪失し、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

3. 不適切

全国健康保険協会(協会けんぽ)の介護保険料率は、40歳以上65歳未満の第2号被保険者の場合、全国一律で1.80%(令和3年度)です。

健康保険料率は、都道府県ごとに定められており、都道府県によって料率が異なります。

なお、65歳以上の第1号被保険者の場合の介護保険料率は市区町村ごとに決められた基準額に乗じて保険料が算出されます。

4. 適切

健康保険の任意継続被保険者になるには、

1. 資格喪失日までに健康保険の被保険者期間が継続して2ヵ月以上あること。
2. 資格喪失日(退職日の翌日等)から20日(20日目が土日・祝日の場合は翌営業日)以内に「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出すること。

退職日の翌日に任意継続の資格を取得し、加入期間は2年間です。

したがって正解は、3.

問題 4

雇用保険法に基づく育児休業給付および介護休業給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載されたもの以外の要件はすべて満たしているものとする。

1. 一般被保険者や高年齢被保険者が、1歳に満たない子を養育するために休業する場合、育児休業給付金が支給される。
2. 育児休業給付金に係る支給単位期間において、一般被保険者や高年齢被保険者に対して支払われた賃金額が、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の60%相当額以上である場合、当該支給単位期間について育児休業給付金は支給されない。
3. 一般被保険者や高年齢被保険者が、一定の状態にある家族を介護するために休業する場合、同一の対象家族について、通算3回かつ93日の介護休業を限度とし、介護休業給付金が支給される。
4. 一般被保険者や高年齢被保険者の父母および配偶者の父母は、介護休業給付金の支給対象となる家族に該当する。

【答え】

1. 適切

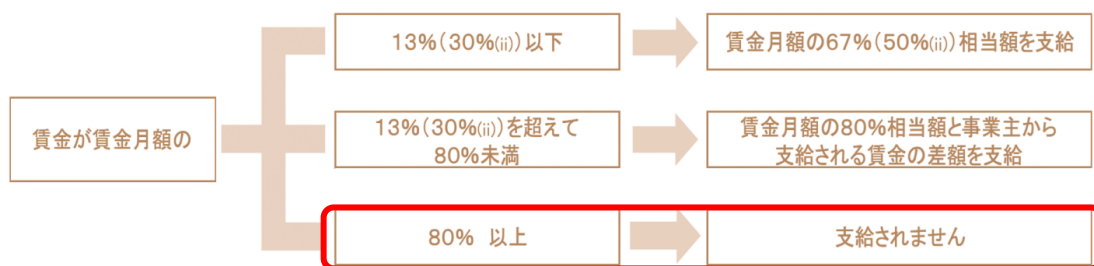
雇用保険の被保険者が育児や介護のために会社を一時休業する場合、育児休業給付や介護休業給付が受けられます。

受給条件には、1歳未満の子どもを養育するために育児休業を取る一般被保険者です。原則、休業開始日から養育する子どもが1歳に達する前の日までです。

2. 不適切

各支給単位期間における育児休業給付金支給額
(育児休業を開始した日から起算した1か月ごとの期間)

休業開始時賃金日額×支給日数×67%(支給日数が181日以降は50%)



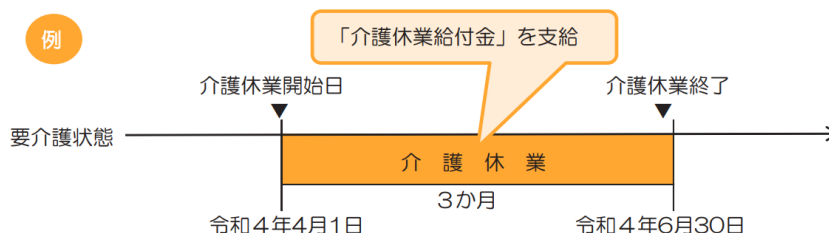
厚生労働省 令和3年度

勤務先から支払われた賃金額が「休業開始時賃金日額×30日×80%」超である場合、育児休業給付金の支給対象外となります。

3. 適切

介護休業給付金は、支給対象となる1回の介護休業期間(ただし、介護休業開始日から最長3か月間)について支給されます。

また、支給対象となる同一の家族について取得した介護休業は93日を限度に3回までに限り対象となります。



厚生労働省 令和3年度

4. 適切

介護休業給付金の支給対象となる家族とは、
配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む)、
父母(養父母を含む)、子(養子を含む)、**配偶者の父母(養父母を含む)**、
祖父母、兄弟姉妹、孫です。

したがって正解は、2.

問題 5

公的年金の遺族給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 厚生年金保険の被保険者である夫が死亡し、子のない30歳未満の妻が遺族厚生年金の受給権を取得した場合、その妻に対する遺族厚生年金の支給期間は、最長で5年間である。
2. 国民年金の第1号被保険者である夫が死亡し、子のない60歳未満の妻が寡婦年金の受給権を取得した場合、その妻に対する寡婦年金の支給期間は、妻の60歳到達月の翌月から65歳到達月までである。
3. 遺族基礎年金を受給できる遺族とは、国民年金の被保険者または被保険者であった者の死亡の当時、その者によって生計を維持されていた親族のうち、配偶者、子、父母、孫、祖父母をいう。
4. 遺族厚生年金の年金額(中高齢寡婦加算額および経過的寡婦加算額を除く)は、原則として、死亡した者の厚生年金保険の被保険者記録を基に計算された老齢厚生年金の報酬比例部分の額の4分の3相当額である。

【答え】

1. 適切

遺族厚生年金の受給対象者である30歳未満の子のない妻は、5年間のみ受給できます。

2. 適切

寡婦年金とは、国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間が10年以上ある夫が死亡したときに、10年以上継続して婚姻関係にあり、夫に生計を維持されていた妻に対して60歳から65歳になるまでの間支給されます。

3. 不適切

遺族基礎年金を受けることができる遺族は、子供や子供のいる配偶者が対象です。18歳に到達する年度末までの子、または20歳未満で障害基礎年金に該当する程度の障害がある子と生計を同じくしている妻です。

本問の配偶者、子、父母、孫、祖父母は遺族厚生年金の受給対象者となります。

★遺族厚生年金の受給対象者の遺族の優先順位



日本年金機構

4. 適切

遺族厚生年金の年金額は死亡した方の老齢厚生年金の報酬比例部分の4分の3の額となります。

したがって正解は、3.

問題 6

中小企業退職金共済、小規模企業共済および国民年金基金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 中小企業退職金共済の掛金は、事業主が全額を負担し、掛金月額は、被共済者1人当たり3万円が上限となっている。
2. 常時使用する従業員数が20人以下の卸売業を営む個人事業主は、小規模企業共済に加入することができる。
3. 国民年金基金の給付には、老齢年金、遺族一時金、障害一時金がある。
4. 日本国籍を有するが、日本国内には住所を有しない20歳以上65歳未満の国民年金の任意加入被保険者は、国民年金基金に加入することができない。

【答え】

1. 適切

毎月の掛金 掛金は5,000円～**30,000円**の範囲で16通りの中から選べます。

短時間労働者の場合は、そのほかに特例掛金月額として、2,000円、3,000円、4,000円の掛金月額も用意されています。

2. 不適切

小規模企業共済に加入条件には、

- ・建設業、製造業、運輸業、サービス業(宿泊業・娯楽業に限る)、不動産業、農業などを営む場合は、常時使用する従業員の数が20人以下の個人事業主または会社等の役員
- ・商業(卸売業・小売業)、サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)を営む場合は、常時使用する**従業員の数が5人以下の個人事業主**または会社等の役員

3. 不適切

国民年金基金の給付には、**老齢年金と遺族一時金の2つ**です。
障害を負った際の給付はありません。

4. 不適切

国民年金基金に加入条件・資格は、日本国内に居住している20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、自由業、学生などの国民年金の第1号被保険者および**60歳以上65歳未満**の方や**海外に居住**されている方で**国民年金の任意加入**されている方が加入できます。

したがって正解は、1.

問題 7

住宅購入に伴って住宅ローンの利用を検討しているAさんに関する次の記述の空欄(ア)、(イ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、フラット35(買取型)を利用するに当たって、記載されたもの以外の要件はすべて満たしているものとする。

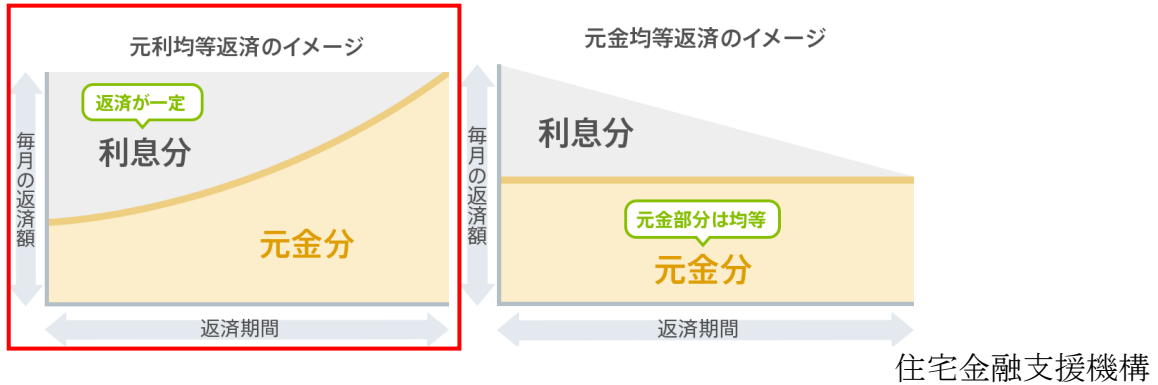
給与所得者であるAさん(40歳)は将来、相応の金利上昇を見込んで固定金利型の住宅ローンを利用し、返済方法については、毎月の返済額が一定で返済計画を立てやすい(ア)を選ぶつもりである。Aさんは、専有面積50m²の2DKタイプの居住用マンションの購入を考えており、この場合、住宅金融支援機構と金融機関が提携した住宅ローンであるフラット35(買取型)を利用することは(イ)。

1. (ア)元利均等返済 (イ)できない
2. (ア)元金均等返済 (イ)できない
3. (ア)元利均等返済 (イ)できる
4. (ア)元金均等返済 (イ)できる

【答え】

住宅ローンの返済方法

- ・元利均等返済: 毎月の返済額を一定にする返済方法
- ・元金均等返済: 「元金」を一定の額で返済していく返済方法



フラット35(買取型)住宅規模

基準項目と概要

	一戸建て住宅等 (※1)	マンション (※2)
接道	原則として一般の道に2m以上接すること。	
住宅の規模 (※3)	70㎡以上 (共同住宅は30㎡以上※4)	30㎡以上 (※4)

住宅金融支援機構

- ※1 一戸建て等には、連続建て、重ね建て及び地上2階以下の共同建て住宅を含みます。
 - ※2 マンションとは、地上3階以上の共同建て住宅をいいます。
 - ※3 住宅の規模とは、住宅部分の床面積をいい、車庫や共用部分(マンションの場合)の面積を除きます。
 - ※4 共同建ての場合は、建物の登記事項証明書による確認においては、 28.31m^2 以上あれば構いません。
- したがって、 50m^2 のマンションを購入する場合、フラット35が利用可能です。

したがって正解は、3.

問題 8

奨学金および教育ローンに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 日本学生支援機構の貸与奨学金には、無利息の第一種奨学金と利息付き(在学中は無利息)の第二種奨学金がある。
2. 日本学生支援機構の貸与奨学金のうち、第一種奨学金の返還方式には、貸与総額に応じて月々の返還額が算出され、返還完了まで定額で返還する「定額返還方式」と、前年の所得に応じてその年の毎月の返還額が決まり、返還期間が変動する「所得連動返還方式」がある。
3. 日本政策金融公庫の教育一般貸付(国の教育ローン)は、学生の保護者が申込人になる場合、教育資金融資保証基金の保証制度を利用することが義務付けられている。
4. 日本政策金融公庫の教育一般貸付(国の教育ローン)の資金使途には、入学金・授業料等の学校納付金や教材費だけではなく、自宅外から通学する学生の住居費用や通学費用も含まれる。

【答え】

1. 適切

日本学生支援機構の貸与奨学金(返済必要)

- ・第一種奨学金:在学中・卒業後ともに無利息
- ・第二種奨学金:在学中は無利息、卒業後、有利息(年利3%上限)
- ・第一種・第二種併用貸与の奨学金

2. 適切

第一種奨学金の返還方式には2種類あります。いずれかの選択となります。

- ・定額返還方式 :貸与総額に応じて月々の返還額が算出され、返還完了まで定額で返還する制度
- ・所得連動返還方式 :前年の所得に応じてその年の毎月の返還額が決まります。毎年所得に応じて返還月額が変わるため、返還期間は定まりません。
※マイナンバーの提出が必須

3. 不適切

教育一般貸付(国の教育ローン)は、連帯保証人の代わりに、公益財団法人の保証機関(教育資金融資保証基金)を利用することができます。保証基金の利用は義務ではありませんが、その場合は別居・別生計の親族に連帯保証人になってもらう必要があります。

なお、教育一般貸付(国の教育ローン)は、日本学生支援機構の奨学金制度と併用できます。

4. 適切

日本政策金融公庫の教育一般貸付(国の教育ローン)の資金使途内容

- ・学校納付金(入学金、授業料、施設設備費など)
- ・受験費用(受験料、受験時の交通費・宿泊費など)
- ・在学のため必要となる住居費用(アパート・マンションの敷金・家賃など)
- ・教科書代、教材費、パソコン購入費、通学費用、修学旅行費用、学生の国民年金保険料など

したがって正解は、3.

問題 9

中小法人の資金計画等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 貸借対照表における有形固定資産である建物や機械装置は、所定の耐用年数に応じた減価償却が行われる。
2. 掛取引とは、商品の受渡し時点ではなく、取引の当事者で取り決めた将来の期日までに代金決済を行う取引である。
3. 自己資本比率とは、総資本に対する自己資本の割合を示したものである。
4. 固定比率とは、総資産に対する固定資産の割合を示したものである。

【答え】

1. 適切

減価償却資産は、時間の経過によって価値が減少するものをいいます。耐用年数に応じた資産評価をすることになります。

減価償却資産	有形固定資産	建物、建築附属設備、構築物、車両運搬具、工具、器具備品、機械装置など
	無形固定資産	特許権、実用新案権、商標権、営業権、水利権、ソフトウェアなど
非減価償却資産	経年しても価値が下がらないもの	土地、借地権、電話加入権、書画骨董、白金製品など
	使用していないもの	稼働休止資産、建設中の建物など

国税庁

2. 適切

掛取引は、商品取引の支払い方法の一つで、商品の引渡し時には代金支払いを行わず、**決められた期日までに後日支払いを行う**ことです。つまり、信用取引です。

商品購入時における掛取引を買掛金、商品販売時における掛取引を売掛金と呼びます。帳簿上では、それぞれ買掛金・売掛金の勘定科目で記帳されます。

3. 適切

自己資本比率とは、返済不要の自己資本が全体の資本調達何%を占めるかを示す数値です。自己資本比率が高いほど経営は安定し、財務の健全性が高いと判断されます。自己資本比率は会社経営の安定性を表す数値です。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$$

4. 不適切

固定比率とは、純資産(自己資本)に対する固定資産の割合で、固定資産がどの程度、自己資本でまかなわれているかを見る尺度です。固定比率が低いほど安全性が高いとされています。

$$\text{固定比率} = \text{固定資産} / \text{純資産} \times 100$$

したがって正解は、4.

問題 10

クレジットカード会社(貸金業者)が発行するクレジットカードの一般的な利用に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. クレジットカードは、約款上、クレジットカード会社が所有権を有しており、クレジットカード券面上に印字された会員本人以外が使用することはできないとされている。
2. ICチップを埋め込んだクレジットカードを専用の端末機のある加盟店で利用する場合、署名に代えて暗証番号を入力する方法によって決済することができる。
3. クレジットカードで無担保借入(キャッシング)をする行為や商品を購入(ショッピング)する行為は、貸金業法上、総量規制の対象とならない。
4. クレジットカードで商品を購入(ショッピング)した場合の返済方法の一つである分割払いは、カード利用時に代金の支払回数を決め、利用代金をその回数で分割して支払う方法である。

【答え】

1. 適切

クレジットカードの所有権はカード会社にあります。

カードの貸与と取扱いの条項の内容

- ・カードが届いたら自分で署名欄にサインする
- ・本人以外の利用はできない
- ・カードを使って現金の購入や現金化を目的とした商品の購入は禁止
- ・カード情報の使用や保管、管理は原則、自己責任で行い、第三者への譲渡やカード情報を教えてはいけない

上記に違反してカードを不正利用された場合、カード利用者がすべての責任を負うということが明記されています。

2. 適切

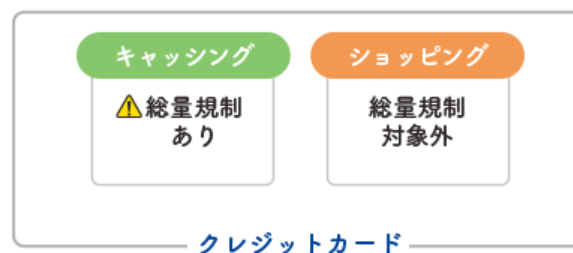
ICチップを埋め込んだクレジットカードを専用の端末機のある加盟店で利用する場合、利用時は専用のリーダーにカードを挿入し、4桁の暗証番号による本人確認を経て決済を行うのが一般的です。

なお、タッチ決済できるカードも普及し始めています。

3. 不適切

クレジットカードで現金を借りるキャッシングは、貸金業法に基づき総量規制の対象となり、年収の3分の1を超える貸付けが禁止されます。

クレジットカードで商品やサービスを購入するショッピングについては、貸金業法は適用されないため、総量規制の対象外です。



日本貸金業協会

4. 適切

クレジットカードの分割払いとは、カード利用時に代金の支払回数を決め、利用額を3回以上の複数回にわたって分割して支払う方法です。

したがって正解は、3.

リスク

問題11～20

問題 11

少額短期保険に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 少額短期保険業者と締結した保険契約は保険法の適用対象となるが、少額短期保険業者は保険業法の適用対象とならない。
2. 少額短期保険業者が同一の被保険者から引き受けることができる保険金額の合計額は、原則として、1,500万円が上限となる。
3. 少額短期保険業者と締結する保険契約は、生命保険契約者保護機構または損害保険契約者保護機構による保護の対象となる。
4. 保険契約者(＝保険料負担者)および被保険者を被相続人、保険金受取人を相続人とする少額短期保険において、相続人が受け取った死亡保険金は、相続税法における死亡保険金の非課税金額の規定の適用対象となる。

【答え】

1. 不適切

保険業のうち、一定の事業規模の範囲内において、保険金額が少額、保険期間1年(第2分野については2年)以内の保険で保障性商品の引受のみを行う事業として、「少額短期保険業」が設けられています。保険業法の適用対象です。

2. 不適切

少額短期保険業では、次のとおり保険の区分に応じて1被保険者について引受ける保険金額の上限が設けられています。なお、下記1～6の保険の保険金額の合計額は1,000万円が上限となります。

保険区分	保険金額
1.死亡保険	300 万円以下
2.医療保険(傷害疾病保険)	80 万円以下
3.疾病等を原因とする重度障害保険	300 万円以下
4.傷害を原因とする特定重度障害保険	600 万円以下
5.傷害死亡保険	傷害死亡保険は、300 万円以下 (調整規定付き傷害死亡保険の場合は、600 万円)
6.損害保険	1,000 万円以下
7.低発生率保険(※3)	1,000 万円以下

一般社団法人 日本少額短期保険協会

3. 不適切

2006年4月改正保険業法が施行され、それまで根拠法がなく共済を運営・管理していた業者・団体が保険業法の規制の対象となりました。

少額短期保険業者は、契約者保護機構の対象にはなっていません。

少額短期保険業者が破綻すると、生命保険契約者保護機構や損害保険契約者保護機構からは補償されません。

4. 適切

少額短期保険業者は、**保険業法上の規制対象**です。

生命保険契約は保険業法の適用対象ですので、相続税・贈与税の課税対象となります。

少額短期保険の死亡保険金も**相続税の課税対象**となり、非課税枠の適用対象となります。

非課税枠: 500万円 × 法定相続人の数

したがって正解は、4.

問題 12

死亡保障を目的とする生命保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載のない特約については考慮しないものとする。

1. 終身保険の保険料は、保険料払込期間が終身払いと有期払いを比較すると、他の契約条件が同一の場合、終身払いの方が払込み1回当たりの金額が高い。
2. 定期保険特約付終身保険において、定期保険特約の保険金額を同額で更新した場合、更新後の保険料は更新前の保険料に比べて高くなる。
3. 収入保障保険の死亡保険金を年金形式で受け取る場合の受取総額は、一時金で受け取る場合の受取額よりも少なくなる。
4. 保険期間の経過に伴い保険金額が増加する逓増定期保険は、保険金額の増加に伴い保険料も増加する。

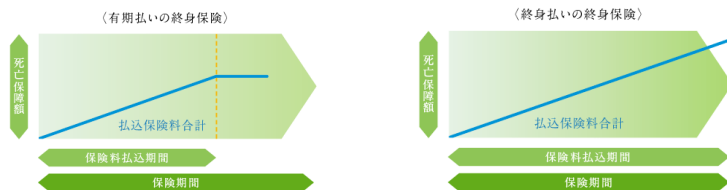
【答え】

1. 不適切

終身払い: 終身保険を生きて契約している限り、保険料を支払い続ける

有期払い: 終身保険は一生涯保障、保険料の支払いを一定年齢や一定期間で満了させる

他の条件が同一の場合、**有期払いの方が毎回の保険料が高くなります。**



保険見直し本舗

2. 適切

特約付終身保険とは、主契約である終身保険に、特約として定期保険を付加したものをいいます。

特約部分の保険料は**更新時の年齢で再計算**されるため、更新時には更新前の保険料に比べて**高くなります。**

3. 不適切

収入保障保険は、被保険者が亡くなるリスクに備えて、残された家族の生活を守るための保険です。また、保険金額が期間の経過とともに減っていく定期保険です。

一時金で受け取ると**運用益の分が差し引かれる**ため、年金形式での受取に比べ、**受取額は目減り**します。

年金形式で受け取ると、受取期間中の利子が付与され、一時金よりも多くなります。

4. 不適切

逓増定期保険は、主に経営者向けの生命保険商品として取扱われており、**支払保険料は一定**ですが、基準保険金額が増加していくタイプの定期保険の一種です。

したがって正解は、2.

問題 13

個人年金保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 確定年金において、保険料払込期間中に被保険者が死亡した場合、死亡保険金受取人が契約時に定められた基本年金額の受取総額と同額の死亡保険金を受け取ることができる。
2. 確定年金において、保険料払込満了から年金受取開始までの据置期間を長く設定すれば、年金の受取総額を増やすことができる。
3. 保証期間付終身年金において、保証期間中に被保険者(＝年金受取人)が死亡した場合、被保険者の相続人が残りの保証期間に対応した年金を受け取ることができる。
4. 保証期間付終身年金において、契約時の被保険者の年齢、基本年金額、保険料払込期間や年金受取開始年齢などの契約内容が同一の場合、その保険料は、被保険者が男性であるよりも女性である方が高くなる。

【答え】

1. 不適切

確定年金とは、年金受取人と被保険者が同一の場合、年金受取人の**生死にかかわらず**一定期間年金を受け取ることができる年金保険のことです。年金受取期間中に年金受取人が亡くなった場合には、契約時に定められた基本年金額の受取総額と同額を**遺族が残りの年金を受け取る**こととなります。受け取り方は年金タイプと一括タイプから選ぶことができます。

2. 適切

個人年金保険の据置期間を長くするメリットには、据置期間中にも支払った保険料の運用が続きますので、**運用期間が長いほどリターンも大きくなる**見込みが増え、結果として据置期間を長くした方が受け取れる**年金額は増えます**。

3. 適切

保証期間付終身年金とは、終身年金のひとつで、**被保険者が生存している限り継続**して年金を受け取ることができるタイプの年金のことです。**保証期間中に被保険者が亡くなった場合は、遺族が残りの保証期間分の未払年金を受け取ることができます**。

4. 適切

保証期間付終身年金は、被保険者が生存している限り継続して年金を受け取ることができる年金のことですので、平均余命が長い女性の方が、男性より死亡するまでに多くの年金をもらえる可能性が高いため、個人年金の保険料も**男性より高くなります**。

したがって正解は、1.

問題 14

生命保険料控除に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、各選択肢において、ほかに必要とされる要件等はすべて満たしているものとする。

1. 養老保険の月払保険料について、保険料の支払いがなかったため、自動振替貸付により保険料の払込みに充当された金額は、生命保険料控除の対象となる。
2. 終身保険の月払保険料のうち、2022年1月に払い込まれた2021年12月分の保険料は、2021年分の生命保険料控除の対象となる。
3. 2021年4月に加入した特定(三大)疾病保障定期保険の保険料は、介護医療保険料控除の対象となる。
4. 2021年4月に加入した一時払定額個人年金保険の保険料は、個人年金保険料控除の対象となる。

【答え】

1. 適切

自動振替貸付は、解約払戻金のある保険において、払込猶予期間を過ぎて保険料の支払いがない場合に、保険会社が自動的に保険料を立て替えて保険契約を継続させる制度です。

自動振替貸付により保険料を支払っていますので、生命保険料控除の対象となります。

2. 不適切

生命保険料控除の対象は、その年に払い込んだ保険料の合計額です。2021年12月分の保険料を2022年1月に払い込んだ場合は、2022年の保険料となります。よって、前年2021年分とはなりません。

3. 不適切

特定(三大)疾病保障定期保険とは、3大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中、高度障害状態、または死亡で保険金が支払われます。ただし、上皮内がんおよび皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除きます。

生存・死亡に基因して保険金・給付金を支払う契約として、一般の生命保険料控除の対象となります。

介護医療保険料控除の対象となる契約は、2012年平成24年1月1日以後に契約した医療保険、医療費用保険、がん保険、介護保障保険、介護費用保険等の契約です。(→入院・通院等にもなう給付部分にかかる主契約保険料や特約保険料が対象)

4. 不適切

個人年金保険料控除とは、生命保険料控除という所得控除の1つです。条件には、「保険料払込期間が10年以上であること」とありますので、保険料一時払いの個人年金保険の場合は、一般の生命保険料控除の対象となります。

したがって正解は、1.

問題 15

法人を契約者(＝保険料負担者)とする生命保険に係る保険料の経理処理に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、いずれの保険契約も保険料は年払いかつ全期払いで、2021年10月に締結したものとする。

1. 被保険者が役員および従業員全員、死亡保険金受取人が被保険者の遺族、満期保険金受取人が被保険者である養老保険の支払保険料は、その全額を資産に計上する。
2. 被保険者が役員、死亡保険金受取人が法人である終身保険の支払保険料は、その全額を損金の額に算入することができる。
3. 被保険者が役員、死亡保険金受取人が法人で、最高解約返戻率が60%である定期保険(保険期間20年、年払保険料100万円)の支払保険料は、保険期間の前半100分の40相当期間においては、その40%相当額を限度に損金の額に算入することができる。
4. 被保険者が役員、給付金受取人が法人である解約返戻金のない医療保険の支払保険料は、損金の額に算入することができる。

【答え】

1. 不適切

養老保険(福利厚生プラン)の経理処理

- ・死亡保険金・満期保険金ともに役員・従業員の遺族が受け取った場合、法人が積み立てていた保険料を給与として雑損失として全額損金算入します。
- ・満期保険金受取人が法人、死亡保険金受取人が役員・従業員の遺族の場合は、2分の1を資産計上、残りの2分の1は損金算入します。

2. 不適切

終身保険の経理処理

終身保険の保険料は全額資産計上が基本です。保険料積立金として資産計上しなくてははいけません。

3. 不適切

最高解約返戻率が50%超70%以下の場合、保険期間の40/100の間は支払った保険料の40%を資産計上(保険料の60%は損金算入)し、資産計上したものは保険期間の75/100経過後に均等額を取り崩すこととなります。なお、保険期間の75/100経過後に支払った保険料は全額損金算入となります。

4. 適切

少額のものを含む解約払戻金がない医療保険の支払保険料は、保険料の払込期間が短期払いであっても保険料の払込の都度、損金に算入することが認められていましたが、2019年10月8日以降の契約では、保険料の支払期間が短期で年間保険料が30万円超の契約について、一部損金算入で、30万円以上は全額損金算入となります。よって、損金算入することはできません。

したがって正解は、4.

問題 16

任意加入の自動車保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。

1. 被保険自動車を運転中に対人事故を起こした被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合、その損害のうち、自動車損害賠償責任保険等によって補償される部分を除いた損害が対人賠償保険の補償の対象となる。
2. 被保険自動車を運転中に交通事故で被保険者が死亡した場合、その損害のうち、被保険者自身の過失割合に相当する部分を差し引いた損害が人身傷害(補償)保険の補償の対象となる。
3. 被保険自動車を運転中に誤って店舗建物に衝突して損壊させ、当該建物自体の損害に加え、建物の修理期間中に休業して発生した損害(休業損害)により、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合、それらの損害は、対物賠償保険の補償の対象となる。
4. 被保険自動車が高潮で水没した場合、その損害は、一般車両保険の補償の対象となる。

【答え】

1. 適切

対人賠償責任保険で支払われる保険金は、**自賠責保険の補償額を超えた分**の損害額です。

2. 不適切

人身傷害(補償)保険の補償の対象とは、保険の対象となる人が交通事故によってケガをしたり、死亡してしまったりしたときに、**自分自身の過失分を含めて**、実際の損害が補償される保険です。

3. 適切

対物賠償保険の補償の対象とは、他人の所有する自動車や家屋・所有物を壊してしまい、修理費用などの法律上の損害賠償責任を負った場合に補償する保険です。運転中の事故による店舗建物に係る**休業損害は、対物賠償保険の支払対象**です。

4. 適切

台風や**高潮**、堤防の決壊などが原因の洪水による車の水没は車両保険の**補償範囲**です。

津波による車の水没は自動車保険で補償されません。

地震や噴火によって発生した津波についても同じく自動車保険で補償されません。特約の付帯が必要です。

したがって正解は、2.

問題 17

傷害保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、特約については考慮しないものとする。

1. 海外旅行傷害保険では、海外旅行中に発生した地震および地震を原因とする津波によるケガは補償の対象とならない。
2. 国内旅行傷害保険では、国内旅行中に発生した地震および地震を原因とする津波によるケガは補償の対象となる。
3. 普通傷害保険では、日本国外における業務中の事故によるケガは補償の対象となる。
4. 家族傷害保険(家族型)では、保険期間中に誕生した記名被保険者本人の子は被保険者とはならない。

【答え】

1. 不適切

海外旅行傷害保険では、国内外での地震・噴火・津波による傷害と、細菌性食中毒も特約なしで補償されます。

●旅行傷害保険(国内・海外)

	細菌性食中毒	地震・津波・噴火
普通傷害保険	×	×
国内旅行傷害保険	○	×
海外旅行傷害保険	○	○

2. 不適切

国内旅行傷害保険は、国内旅行中の怪我のほか、細菌性食中毒も補償対象ですが、地震・噴火またはそれらによる津波による傷害は補償対象外です。

3. 適切

普通傷害保険は、仕事やスポーツによるケガ、自宅内でのケガ、交通事故や旅行中のケガなど**国内外を問わず補償**する保険です。ただし、細菌性の食中毒による事故、地震や噴火、津波による事故などは適用外となります。国外含む出張先等や、**業務中の怪我も補償対象**です。

4. 不適切

家族傷害保険(家族型)は被保険者のほか**その家族も補償の対象**となる傷害保険です。家族の範囲は、配偶者、**本人または配偶者と生計を共にする同居の親族**、本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子です。よって、保険期間中に被保険者に**子供が生まれた場合**、同一生計であれば、特に手続きなく**自動的に補償対象**となります。

したがって正解は、3.

問題 18

個人を契約者(＝保険料負担者)および被保険者とする損害保険の税金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 契約者である被保険者が不慮の事故で死亡し、その配偶者が受け取った傷害保険の死亡保険金は、相続税の課税対象となる。
2. 自損事故で被保険自動車である自家用車を損壊して受け取った自動車保険の車両保険金は、当該車両の修理をしなくとも、非課税となる。
3. 自宅の建物と家財を対象とした火災保険に地震保険を付帯して加入した場合、火災保険と地震保険の保険料の合計額が地震保険料控除の対象となる。
4. 2021年10月に加入した所得補償保険の保険料は、介護医療保険料控除の対象となる。

【答え】

1. 適切

個人で契約している傷害保険の死亡保険金の場合

契約者	被保険者	受取人	課税種類
被相続人	被相続人	相続人	相続税
相続人	被相続人	相続人	所得税・住民税
第三者	被相続人	相続人	贈与税

配偶者が受け取った傷害保険の死亡保険金は、相続税の課税対象となります。「500万円×法定相続人の数」までは非課税です。

2. 適切

自動車保険(任意保険)の「損害賠償保険金」・「医療保険金」等は原則非課税です。なお、保険金が損失を上回った場合や修理をしない場合でも、差額に課税されません。

3. 不適切

地震保険料控除の対象となる保険や共済の契約は、一定の資産を対象とする契約で、地震等による損害により生じた損失の額のみをてん補する保険金または共済金が支払われる契約です。火災保険部分は地震保険料控除の対象外です

4. 適切

所得補償保険とは長期間の就業ができなくなった場合に備えた保険です。病気やケガが原因で長期間働けなくなってしまったときに、医療・介護費用や所得損失を補償する保険です。よって、就業不能時に保険金を受け取れる所得補償保険は、介護医療保険料控除の対象となります。

したがって正解は、3.

問題 19

医療保険等の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 特定(三大)疾病保障定期保険は、悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中により所定の状態と診断され、特定(三大)疾病保障保険金が支払われたとしても、死亡保険金や高度障害保険金が支払われなければ、保険契約は継続する。
2. がん保険では、通常、90日間または3ヵ月間の免責期間が設けられており、その期間中に被保険者ががんと診断確定された場合であっても、がん診断給付金は支払われない。
3. 人間ドックの受診で異常が認められ、医師の指示の下でその治療を目的として入院した場合、その入院は、医療保険の入院給付金の支払対象となる。
4. 先進医療特約で先進医療給付金の支払対象とされている先進医療は、療養を受けた時点において厚生労働大臣によって定められたものである。

【答え】

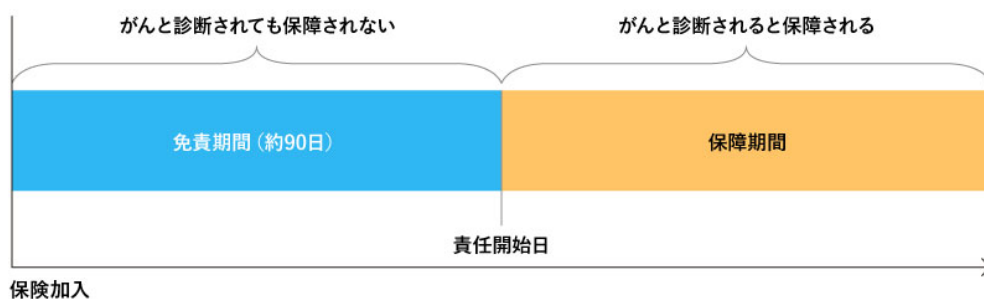
1. 不適切

特定(三大)疾病保障定期保険は、特定(三大)疾病保障保険金が支払われた場合、一度特定疾病保険金を受け取ると、以降は契約が消滅し、他の三大疾病にかかったり、死亡した場合も保険金は支払われません。

2. 適切

がん保険の免責期間とは、がん保険に加入した後でも保障を受けることができない期間のことをいいます。

免責期間とは、保障が受けられない一定の期間



保険加入

責任開始日

保障期間

免責期間 (約90日)

がんと診断されても保障されない

がんと診断されると保障される

太陽生命

3. 適切

医療保険の入院給付金は、病気やケガの治療を目的に入院した場合に支払われます。そのため、検査入院など治療を目的としない入院では支払われません。また、病気による入院給付金とケガによる入院給付金両方の支払要件を満たしている場合、どちらか一方の入院給付金が支払われます。

4. 適切

先進医療給付金の支払対象は、厚生労働大臣が承認する先進医療治療を所定の医療機関にて受けたときに、加入時ではなく、療養を受けた時点において認められた先進医療支払いの対象です。よって、加入後に新しく認められた先進医療も対象となります。

したがって正解は、1.

問題 20

損害保険を利用した事業活動のリスク管理に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 建設業を営む事業者が、従業員の労災事故に備えるため、労働者災害補償保険(政府労災保険)の上乗せとして、労働災害総合保険に加入することを検討している。
2. 遊園地を運営する事業者が、遊戯施設の管理不備による事故によって、顧客に対して法律上の損害賠償責任を負うリスクに備えるため、施設所有(管理)者賠償責任保険に加入することを検討している。
3. レストランを営む事業者が、食中毒を発生させ、顧客に対して法律上の損害賠償責任を負うリスクに備えるため、生産物賠償責任保険(PL保険)に加入することを検討している。
4. 日用雑貨店を営む事業者が、地震リスクに備えるため、店舗併用住宅の建物内に保管している商品を保険の対象として、火災保険に付帯して地震保険に加入することを検討している。

【答え】

1. 適切

労働災害総合保険とは、労働災害に関して「政府労災保険」の**上乗せ給付や損害賠償責任を補償**します。法定外補償保険・使用者賠償責任保険の2つの補償を組み合わせた保険です。

2. 適切

施設所有(管理)者賠償責任保険とは、**施設の安全性の維持・管理の不備**や、構造上の欠陥、施設の用法に伴う仕事の遂行が原因となり、他人にケガをさせたり、他人の物を損壊など、被保険者が**法律上の損害賠償責任**を負担された場合に被る損害を補償する保険です。

3. 適切

生産物賠償責任保険(PL保険)とは、製造業者等が製造または販売した製品等が原因で、他人にケガをさせた場合などに、事業者が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償する保険です。よって、レストランでの**食中毒発生による損害賠償**への備えとしては適切です。

4. 不適切

地震保険の契約は、建物と家財のそれぞれで契約します。
契約金額は、火災保険の契約金額の30%～50%の範囲内です。
なお、建物は5,000万円、家財は1,000万円が契約の限度額になります。
よって、店舗併用住宅の**店舗部分や事業用建物、什器・設備・商品は補償対象外**です。本問の場合は、地震危険補償(担保)特約を火災保険等に付帯することが必要です。

したがって正解は、4.

金融

問題21～30

問題 21

金融機関で取り扱う預金の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 期日指定定期預金は、据置期間経過後から最長預入期日までの間で、金融機関が指定した日が満期日となる。
2. 貯蓄預金は、クレジットカード利用代金などの自動振替口座や、給与や年金などの自動受取口座として利用することができる。
3. スーパー定期預金は、預入期間が3年以上の場合、単利型と半年複利型があるが、半年複利型を利用することができるのは法人に限られる。
4. 為替先物予約を締結していない外貨定期預金の満期時の為替レートが預入時の為替レートに比べて円高になれば、当該外貨定期預金に係る円換算の利回りは低くなる。

【答え】

1. 不適切

期日指定定期預金は、預入時に満期日を定めるのではなく、**預入後に満期期日を指定**して引出しができる定期預金です。ただし、預入後、1年間は据置期間があります。据置期間経過後に、**引出し希望日(満期日)を指定**することにより引出しができます。利息は1年ごとの複利計算方式ですから、長く預けるほど有利です。

2. 不適切

貯蓄預金は、お金の出し入れは自由ですが、**自動支払い、自動受け取りなどのサービスが利用できません**。したがって、給与や年金等の受取口座や、公共料金やクレジット利用代金等の支払口座に指定できません。

3. 不適切

スーパー定期預金は、満期期間の定めがある預金です。
預入時の金利が満期日まで適用される固定金利商品です。
個人に限って半年複利方式の取扱いもあります。法人が利用できるのは、預入期間にかかわらず単利型のみです。

4. 適切

外貨預金は、外貨建てで預け入れる預金のことで、手持ちの円を外貨に交換して預け入れることです。**為替が円高**になると、預け入れた元本部分に**為替差損**が発生するため、円換算の**投資利回りは下落**してしまいます。
為替が円安になると、円換算では為替差益が発生するため、円換算の投資利回りは上昇します。

したがって正解は、4.

問題 22

株式で運用する投資信託の一般的な運用手法等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 割高な銘柄を買い持ち(ロング)にする一方、割安な銘柄を売り持ち(ショート)にすることで、市場全体の動きに左右されない収益を求める投資手法を、ロング・ショート戦略という。
2. マクロ的な環境要因等を基に国別組入比率や業種別組入比率などを決定し、その比率に応じて、個別銘柄を組み入れてポートフォリオを構築する手法を、トップダウン・アプローチという。
3. 企業の将来の売上高や利益の成長性が市場平均よりも高いと見込まれる銘柄を組み入れて運用するグロース運用は、PERやPBRが低い銘柄中心のポートフォリオとなる傾向がある。
4. ベンチマークの動きにできる限り連動することで、同等の運用収益率を得ることを目指すパッシブ運用は、アクティブ運用に比べて運用コストが高くなる傾向がある。

【答え】

1. 不適切

ロング・ショート戦略とは、ある証券のロング(買い)と別の証券のショート(売り)を**同時に行う**ことを意味する。割安と判断された証券を購入し、割高と判断した証券を空売りすることによりポートフォリオを構築し、株価の値上がりだけでなく、値下がりからも利益を獲得できる**超過収益を狙う**ものです。

2. 適切

トップダウン・アプローチとは、経済情勢、金利などの**マクロ経済分析**により国別、資産別、業種別などの資産配分を決定し、その資産配分の枠の中で組み入れる**個別銘柄を決定**してゆく投資方法です。

3. 不適切

企業収益の成長性等に主眼をおいて選定された株式を投資対象とする運用手法のことで、成長株投資ともいいます。製品競争力、商品開発力、業態等からみて、当該株式発行会社の一株当たり利益が伸びると予想される銘柄に投資する運用手法です。**配当利回りが低い銘柄中心のポートフォリオとなる傾向**があります。

本問後半のPERやPBRが低い銘柄中心のポートフォリオとなる傾向があるのはバリュー投資です。

4. 不適切

パッシブ(インデックス)運用はベンチマークそのもののリターンの実現を目指す運用です。

アクティブ運用とは、ベンチマークを上回る成績を目指す運用スタイルのことで、運用のプロであるファンドマネージャーと運用チームが市場や個別銘柄の調査、分析を行い、その結果をもとに銘柄を選定して運用します。

アクティブ運用に比べて銘柄の売買回数が比較的少なく、**運用のコストは低め**です。

したがって正解は、2.

問題 23

固定利付債券の利回り(単利・年率)と価格との関係に関する次の記述の空欄(ア)、(イ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、手数料、経過利子、税金等については考慮しないものとし、計算結果は表示単位の小数点以下第3位を四捨五入するものとする。

表面利率が0.30%で、償還までの残存期間が5年の固定利付債券を、額面100円当たり101円で購入した投資家が、2年後に、その固定利付債券を額面100円当たり102円で売却した。この場合の所有期間利回りは(ア)であり、償還期限まで5年間保有した場合の最終利回りよりも(イ)。

1. (ア)0.10% (イ)低い
2. (ア)0.10% (イ)高い
3. (ア)0.79% (イ)低い
4. (ア)0.79% (イ)高い

【答え】

所有期間利回りの計算式(債券の売却時点まで)

$$\text{利回り} = \{ \text{表面利率} + (\text{売却金額} - \text{購入価格}) \div \text{所有期間} \} \div \text{購入価格} \times 100$$

- 表面利率: 0.3%
- 2年後の売却金額: 102円
- 購入金額: 101円
- 所有期間: 2年

$$\begin{aligned} \text{利回り} &= \{ 0.3 + (102 - 101) \div 2 \text{年} \} \div 101 \times 100 \\ &= (0.3 + 0.5) \div 101 \times 100 \\ &= 0.79\% (\text{小数点以下第3位四捨五入}) \end{aligned}$$

最終利回りの計算式(既発債を償還期限まで保有)

$$\text{利回り} = \{ \text{表面利率} + (\text{償還価格} - \text{購入価格}) \div \text{償還期間} \} \div \text{購入価格} \times 100$$

- 償還価格: 100円

$$\begin{aligned} \text{利回り} &= \{ 0.3 + (100 - 101) \div 5 \text{年} \} \div 101 \times 100 \\ &= (0.3 + (-0.2)) \div 101 \times 100 \\ &= 0.28 \div 101 \times 100 \\ &= 0.27\% (\text{小数点以下第3位四捨五入}) \end{aligned}$$

所有期間利回り 0.79% > 最終利回り 0.27%

したがって正解は、4.

問題 24

債券のデュレーションに関する次の記述の空欄(ア)、(イ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

デュレーションは、債券への投資資金の平均回収期間を表すとともに、債券投資における金利変動リスクの度合い(金利変動に対する債券価格の感応度)を表す指標としても用いられる。他の条件が同じであれば、債券の表面利率が低いほど、また残存期間が長いほど、デュレーションは(ア)。なお、割引債券のデュレーションは、残存期間(イ)。

1. (ア)長くなる (イ)と等しくなる
2. (ア)短くなる (イ)よりも短くなる
3. (ア)長くなる (イ)よりも短くなる
4. (ア)短くなる (イ)と等しくなる

【答え】

債券のデュレーションとは、債券投資における元本の平均回収期間を示すものです。将来受け取ることのできる利息や償還金(キャッシュフロー)の現在価値の合計を計算し、それぞれのキャッシュフローを受け取るまでの期間に、キャッシュフローの現在価値合計に占める割合を掛けて合計し、計算します。

一般的に、クーポンが同じであれば、**残存期間の長い債券ほどデュレーションは長くなります**。同じ残存期間であれば、**クーポンが低い債券ほどデュレーションが長くなります**。

また、金利変動による債券価格の感応度を示す指標としての意味です。一般的に、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなるほど、デュレーションは大きくなります。

なお、**割引債にはクーポンがないため、割引債の残存期間と割引債のデュレーションは等しくなります**。

したがって正解は、1.

問題 25

国内上場株式の配当金の受取方法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本問においては、NISA(少額投資非課税制度)により投資収益が非課税となる口座をNISA口座という。

1. 配当金領収証方式は、発行会社から郵送される配当金領収証を、指定された受取金融機関に持参して配当金を受け取る方法である。
2. 登録配当金受領口座方式を選択する場合、ゆうちょ銀行の口座を受取口座に指定することはできない。
3. 同一銘柄を複数の証券会社の口座で保有する場合、配当金の受取方法として、登録配当金受領口座方式または株式数比例配分方式を証券会社の口座ごとに選択することができる。
4. NISA口座で保有する上場株式の配当金を非課税扱いにするためには、配当金の受取方法として、株式数比例配分方式を選択しなければならない。

【答え】

1. 適切

配当金領収証方式の場合、発行会社が株式事務を代行している信託銀行から配当金領収証が郵送されます。配当金領収証の表面に受領印を押印し、配当金領収証の裏面に記載の取扱金融機関(ゆうちょ銀行等)へ持参することで配当金を受け取れます。

2. 適切

登録配当金受領口座方式とは、保有する株式の配当金を一括して銀行等の預貯金口座で受領する方式です。

※複数の証券会社等に口座がある場合も、1つの証券会社で手続きが可能です。

※振込先の指定は、当社登録の出金先金融機関に限ります。ゆうちょ銀行の口座を受取口座に指定することはできません。

3. 不適切

同一銘柄を複数の証券会社の口座で保有している場合、証券会社の口座ごとにではなく、一つの証券会社で配当金の受取方法を変更すると、他の証券会社での配当金の受取方法も変更されます。証券会社の口座ごとに選択する

4. 適切

NISA口座で買付けた上場株式の配当金等を非課税とするためには、証券会社で配当金等を受け取る株式数比例配分方式を選択する必要があります。(郵便振替や振込先の銀行口座の指定は不可)。

なお、配当金領収証方式や登録配当金受領口座方式を選択すると、課税になります。

したがって正解は、3.

問題 26

株式の信用取引の一般的な仕組みに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 信用取引では、現物株式を所有していなくても、その株式の「売り」から取引を開始することができる。
2. 制度信用取引の建株を一般信用取引の建株に変更することはできるが、一般信用取引の建株を制度信用取引の建株に変更することはできない。
3. 信用取引では、売買が成立した後に相場が変動して証券会社が定める最低委託保証金維持率を下回った場合、追加保証金を差し入れるなどの方法により、委託保証金の不足を解消しなくてはならない。
4. 金融商品取引法では、株式の信用取引を行う際の委託保証金の額は30万円以上であり、かつ、当該取引に係る株式の時価に100分の30を乗じた金額以上でなければならないとされている。

【答え】

1. 適切

信用取引とは、現金や株式を担保として証券会社に預けて、証券会社からお金を借りて株式を**買ったり**、株券を借りてそれを**売ったり**する取引のことです。「買い」だけでなく、「**売り**」から**取引を開始**することも可能です。

2. 不適切

制度信用取引：証券会社と証券金融会社との取引を「貸借取引」といいます。制度信用取引では、貸借取引が存在します。

一般信用取引：貸借取引も証券金融会社も存在しません。

投資家と証券会社の間だけで信用取引が完成するので、投資家にとっては自由度が高いといえます。

したがって、株式の信用取引では、どちらも**変更することはできません**。



SMBC日興証券株式会社

3. 適切

信用取引の委託保証金には「最低保証金率」が定められています。代用有価証券が値下がりしたり、信用取引をしている銘柄に含み損が生じたりした場合、委託保証金がこの「**最低保証金率**」を**保つために**委託保証金維持率割れ（約定価額の20～40%よりも低い価額）となった場合、には**不足分の保証金**が追加で必要になります（^{おいしょう}追証）。

4. 適切

委託保証金は、原則として売買成立日（約定日）から数えて3営業日目の正午までに差し入れなければなりません。**委託保証金の額**は、約定代金の**30%以上**と定められており、現金だけでなく、株式や債券などの代用有価証券可能でも可能です。

したがって正解は、2.

問題 27

ポートフォリオ理論の一般的な考え方等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. アセットアロケーションとは、リスクとリターンを勘案しながら、投資資金を複数の資産クラス(株式、債券、不動産等)に配分することである。
2. アセットアロケーションは、投資家それぞれの資産状況や年齢、運用目的によって、定期的に見直すことが重要である。
3. ポートフォリオのリスクは、組入れ銘柄数を増やすことで減少していくが、組入れ銘柄数が一定水準以上になると、銘柄数を増やしてもリスクが減少しにくくなる。
4. ポートフォリオの期待収益率は、組み入れた各資産の期待収益率を単純平均した値となる。

【答え】

1. 適切

アセットアロケーションとは、運用する資金を国内外の株や債券などにどのような割合で投資するのかを定めることをいいます。アセットとは「資産」、アロケーションとは「配分」といいます。具体的に商品を組み合わせたものをポートフォリオといいます。

「資産」: 現預金・国内株式・国内債券・外国株式・外国債券・不動産・商品金など

2. 適切

アセットアロケーションは、**経済状況の変化に対するリスク分散**を目的とした資産配分の考え方ですので、運用期間が経過するにつれて、投資家のリスク許容度・目標・時間軸等も変わってくるため、**定期的な見直し**が必要です。

3. 適切

ポートフォリオのリスクは、組入れ銘柄数を増やすことでポートフォリオ全体に与える影響は小さくなるため非市場リスクは減少していきますが、市場リスクは低減できません。

したがって、組み入れる**銘柄数が一定水準**になると、市場全体の動きに近くなってしまうため、分散投資をしても**低減しにくくなります**。

非市場リスク: 市場とは独立に、ポートフォリオ独自の要因で発生しているリスクのこと

市場リスク: 市場そのものがもつリスクが原因で発生しているリスクのこと。
これは分散投資では消去できないリスクです。

4. 不適切

$$\begin{aligned} & \text{ポートフォリオの期待収益率} \\ & = (\text{各資産の構成比} \times \text{各資産の期待収益率}) \text{の合計} \end{aligned}$$

期待収益率の単純な平均ではなく、組入比率を加味して加重平均します。

したがって正解は、4.

問題 28

下表のファンドAおよびファンドBのパフォーマンス評価指標に関する次の記述の空欄(ア)、(イ)にあてはまる語句または数値の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

ファンド名	ファンドA	ファンドB
収益率	10.0%	9.0%
標準偏差	3.0%	2.0%
無リスク資産の収益率	1.0%	

シャープレシオは、ポートフォリオの投資効率を測ることができる指標である。ファンドAのシャープレシオは(ア)で、ファンドAとファンドBを比べると、(イ)の方が、投資効率が高いといえる。

1. (ア)3.0 (イ)ファンドA
2. (ア)3.0 (イ)ファンドB
3. (ア)3.3 (イ)ファンドA
4. (ア)3.3 (イ)ファンドB

【答え】

シャープレシオの計算式

$$=(\text{ポートフォリオの収益率}-\text{安全資産利子率})\div\text{標準偏差}$$

$$\text{ファンドAのシャープ・レシオ}=(10.0\%-1.0\%)\div 3.0\%=3.0$$

$$\text{ファンドBのシャープ・レシオ}=(9.0\%-1.0\%)\div 2.0\%=4.0$$

シャープ・レシオは、**値が大きいほど投資効率が高い**

ファンドA 3.0 < ファンドB 4.0

したがって正解は、2.

問題 29

一般NISA(非課税上場株式等管理契約に係る少額投資非課税制度)およびつみたてNISA(非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本問においては、一般NISAにより投資収益が非課税となる勘定を一般NISA勘定といい、つみたてNISAにより投資収益が非課税となる勘定をつみたてNISA勘定という。

1. つみたてNISA勘定に受け入れることができる金融商品は、所定の要件を満たす公募株式投資信託やETF(上場投資信託)であり、長期の積立・分散投資に適した一定の商品性を有するものに限られている。
2. つみたてNISA勘定に受け入れている金融商品を売却することで生じた譲渡損失は、確定申告を行うことにより、同一年中に特定口座や一般口座で保有する金融商品を売却することで生じた譲渡益と通算することができる。
3. 一般NISA勘定に受け入れている金融商品の時価が、非課税期間が終了する2022年末時点で120万円を超えていた場合、そのすべてを2023年分の一般NISA勘定に移すことはできない。
4. 2024年に新規口座を開設する場合、現行の一般NISAを利用することができず、年間の非課税投資枠が20万円である1階部分と、年間の非課税投資枠が100万円である2階部分からなる新制度を利用することになる。

【答え】

1. 適切

つみたてNISAの対象商品は、手数料が低水準、頻繁に分配金が支払われないなど、長期・積立・分散投資に適した**公募株式投資信託と上場株式投資信託(ETF)**に限定されております。

2. 不適切

つみたてNISA勘定に受け入れている金融商品は**非課税商品**です。NISA口座内の譲渡損失は「なかったもの」とされますので、配当金等や譲渡益と**損益通算はできません**。

3. 不適切

一般NISA口座での5年間の非課税期間が終了した株式や投資信託は、時価評価額が翌年分の非課税枠を超過する分も含めてロールオーバー可能です。よって、評価額が120万円超でも、**全額がロールオーバー対象**です。なお、つみたてNISAでは、翌年の非課税投資枠に移すロールオーバーはできません。

4. 不適切

2024年1月からは、一般NISAは2階建ての新NISAとして、1階部分の非課税枠がつみたてNISA対象商品のみ年間20万円となり、1階部分を利用した上で投資可能となる2階部分の非課税枠は、上場株式・株式投信・ETFやREIT等を対象とする年間102万円となる予定です。

	NISA（18歳以上）	
	新しいNISA	つみたてNISA
制度開始	2024年1月から	2018年1月から
非課税保有期間	5年間	20年間
年間非課税枠	2 階部分 102万円 1 階部分 20万円	40万円
投資可能商品	2 階部分 上場株式・ETF・公募株式投信・REIT 等 1 階部分 つみたてNISAと同様	長期・積立・分散投資に適した一定の投資信託 ※金融庁への届出が必要
買付方法	2 階部分 通常の買付け・積立投資 1 階部分 つみたてNISAと同様	積立投資 (累積投資契約に基づく買付け) のみ
払出し制限	なし	なし
備考	新しいNISAとつみたてNISAは年単位で選択制	

金融庁

したがって正解は、1.

問題 30

金融商品の取引に係る各種法規制に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本問においては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」を犯罪収益移転防止法という。

1. 消費者契約法では、事業者の不当な勧誘により締結した消費者契約によって損害を被った場合、消費者は、同法に基づく損害賠償を請求することができるとされている。
2. 消費者契約法に基づく消費者契約の取消権は、消費者が追認をすることができる時から6ヵ月を経過したとき、あるいは消費者契約の締結時から5年を経過したときに消滅する。
3. 金、白金、大豆などのコモディティを対象とした市場デリバティブ取引は、金融商品取引法の適用対象となる。
4. 犯罪収益移転防止法では、金融機関等の特定事業者が顧客と特定業務に係る取引を行った場合、特定事業者は、原則として、直ちに当該取引に関する記録を作成し、当該取引の行われた日から5年間保存しなければならないとされている。

【答え】

1. 不適切

消費者契約法とは、消費者が事業者と契約をするとき、両者の間には持っている情報の質・量や交渉力に格差があります。このような状況を踏まえて消費者の利益を守るため、平成13年4月1日に消費者契約法が施行されました。同法は、消費者契約について、**不当な勧誘による契約の取消しと不当な契約条項の無効等**を規定しています。
損害賠償の請求は、金融商品取引法です。

2. 不適切

消費者契約の取消権は民法第7条 第4条第1項から第4項までの規定により、**追認をすることができる時から1年間**行わないときは、時効によって消滅する。当該消費者**契約の締結の時から5年を経過**したときも、同様とする。
(法改正により2017年6月から)

3. 適切

デリバティブ取引とは、通貨、金利、債券、株式などの原資産と呼ばれる金融商品から派生した取引で、原資産の価格に依存して理論価格が決定される金融派生商品の取引をいいます。**金融商品取引法の適用対象**です。

金融商品取引業	主な業務内容
第一種金融商品取引業	・流動性の高い有価証券の販売・勧誘 ・顧客資産の管理 ・ 店頭デリバティブ取引 の販売・勧誘
第二種金融商品取引業	・流動性の低い有価証券の販売・勧誘 ・ 市場デリバティブ取引 の販売・勧誘
投資運用業	・投資運用
投資助言・代理業	・投資助言 ・投資顧問契約・投資一任契約の締結の代理・媒介

4. 不適切

犯罪収益移転防止法での保存期間は、事業者が確認を行った場合には、確認記録を作成し、**7年間保存**する必要があります。また、取引に関する記録についても作成し、**7年間保存**する必要があります。

したがって正解は、3.

タックス 問題31～40

問題 31

わが国の税制に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 所得税では、課税対象となる所得を10種類に区分し、それぞれの所得の種類ごとに定められた計算方法により所得の金額を計算する。
2. 贈与税では、納税者が贈与を受けた財産を申告した後に、税務署長が納付すべき税額を決定する賦課課税方式を採用している。
3. 税金を負担する者と税金を納める者が異なる税金を間接税といい、相続税は間接税に該当する。
4. 税金には国税と地方税があるが、不動産取得税は国税に該当し、固定資産税は地方税に該当する。

【答え】

1. 適切

所得は、その性質によって次の**10種類**に分かれ、**それぞれの所得**について、収入や必要経費の範囲あるいは所得の**計算方法**などが定められています。

- ①利子所得②配当所得③不動産所得④事業所得⑤給与所得
⑥退職所得⑦山林所得⑧譲渡所得⑨一時所得⑩雑所得

2. 不適切

贈与税の課税方法は、「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つの仕組みがあります。原則として暦年課税が適用されますが、要件を満たす受贈者については、相続時精算課税を選択することができます。

所得税や相続税・贈与税は、納税者本人が税額を計算し、申告納付する**申告納税方式**です。

3. 不適切

直接税: 納税者が国や地方公共団体に直接納めるもので、税金を負担する人(担税者)と税金を納める人(納税義務者)が一致します。

※ 所得税・法人税・**相続税**・住民税など

間接税: 担税者が直接税金を納めず、事業者などの納税義務者を通じて納める租税です。

※消費税・酒税など

4. 不適切

国税: 国に納める税金なので、管轄しているのは税務署です。

※所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、酒税、たばこ税、自動車重量税 など

地方税: 各都道府県や各市町村など、地方自治体に納めることになります。

※住民税、事業税、固定資産税、**不動産取得税**、事業税、地方消費税、自動車税など

したがって正解は、1.

問題 32

所得税における各種所得に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 退職一時金を受け取った退職者が、「退職所得の受給に関する申告書」を提出している場合、所得税および復興特別所得税として、退職一時金の支給額の20.42%が源泉徴収される。
2. 個人事業主が事業資金で購入した株式について、配当金を受け取ったことによる所得は、配当所得となる。
3. 不動産の貸付けを事業的規模で行ったことにより生じた賃貸収入による所得は、事業所得となる。
4. 会社員が勤務先から無利息で金銭を借りたことにより生じた経済的利益は、雑所得となる。

【答え】

1. 不適切

退職手当等の支給を受ける人が、「退職所得の受給に関する申告書」を提出している場合、退職金から納付すべき所得税・住民税が源泉徴収されます。この申告を行わない場合は、その退職手当等の金額につき20.42%の税率による源泉徴収が行われることとなります。（注.国内において退職手当等の支払を受ける居住者は、この申告を行わなければなりません）。

2. 適切

配当所得とは、株式の配当金や、公募株式投資信託の収益分配金などにかかわる所得をいいます。株式の購入資金が事業資金であるかに関わらず、配当金は配当所得となります。

3. 不適切

不動産賃貸収入は、事業的規模かどうかに関わらず、不動産所得になります。また、土地を貸した場合も不動産所得になります。

4. 不適切

役員又は使用人に無利息又は低い利息で金銭を貸し付けた場合には、計算した利息の額と実際に支払う利息の額との差額が、給与として課税されることになります。通常の借金よりも利息を払わなくて良いという経済的利益があるとして、給与所得となります。

したがって正解は、2.

問題 33

所得税の損益通算に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 全額自己資金により購入したアパートの貸付けによる不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額は、給与所得の金額と損益通算することができる。
2. コンサルティング事業を行ったことによる事業所得の金額の計算上生じた損失の金額は、不動産所得の金額と損益通算することができる。
3. 生命保険を解約して解約返戻金を受け取ったことによる一時所得の金額の計算上生じた損失の金額は、公的年金に係る雑所得の金額と損益通算することができる。
4. 一般口座で保有している上場株式を譲渡したことによる譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額は、申告分離課税を選択した上場株式に係る配当所得の金額と損益通算することができる。

【答え】

1. 適切

所得税の損益通算とは、各種所得金額の計算上生じた損失のうち一定のものについてのみ、一定の順序にしたがって、総所得金額、退職所得金額または山林所得金額等を計算する際に他の各種所得の金額から控除することです。

一定のもの：**不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得の損失**
(ふ・じ・さん・じょう)

ただし、不動産所得の損失のうち、**土地取得**に要した負債の利子相当部分は、他の所得と損益通算できません。

全額自己資金で購入した物件の場合には、損失は**全額損益通算の対象**です。

2. 適切

不動産所得、**事業所得**、山林所得、譲渡所得の損失は、他の所得と損益通算可能です。よって、事業所得の損失は、**不動産所得とも損益通算可能**です。

3. 不適切

一時所得の金額の計算上生じた損失の金額は、**損益通算の適用外の所得**です。一時所得が損失となった場合、0円として取り扱います。

4. 適切

上場株式を譲渡したことによる**譲渡所得**の損失は、同一年の株式の譲渡所得や申告分離課税を選択した配当所得と**損益通算**できます。

したがって正解は、3.

問題 34

所得税における所得控除に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 納税者が医療費を支払った場合には、支払った医療費の金額の多寡にかかわらず、その年中に支払った金額の全額を、医療費控除として控除することができる。
2. 納税者が自己の負担すべき社会保険料を支払った場合には、支払った社会保険料の金額の多寡にかかわらず、その年中に支払った金額の全額を、社会保険料控除として控除することができる。
3. 納税者が生命保険の保険料を支払った場合には、支払った保険料の金額の多寡にかかわらず、その年中に支払った金額の全額を、生命保険料控除として控除することができる。
4. 納税者が国に対して特定寄附金を支払った場合には、支払った特定寄附金の金額の多寡にかかわらず、その年中に支払った金額の全額を、寄附金控除として控除することができる。

【答え】

1. 不適切

医療費控除とは、基本的に1年間にかかった生計を一にする家族全体の医療費の合計が**10万円以上**または**総所得金額の5%**のいずれか低い金額が条件となっています。また、医療費控除の**上限は、毎年200万円**までです。本問の「支払った医療費の金額の多寡にかかわらず」は不適切です。

2. 適切

社会保険料控除とは、納税者が自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合には、その支払った金額について所得控除を受けることができます。これを社会保険料控除といいます。

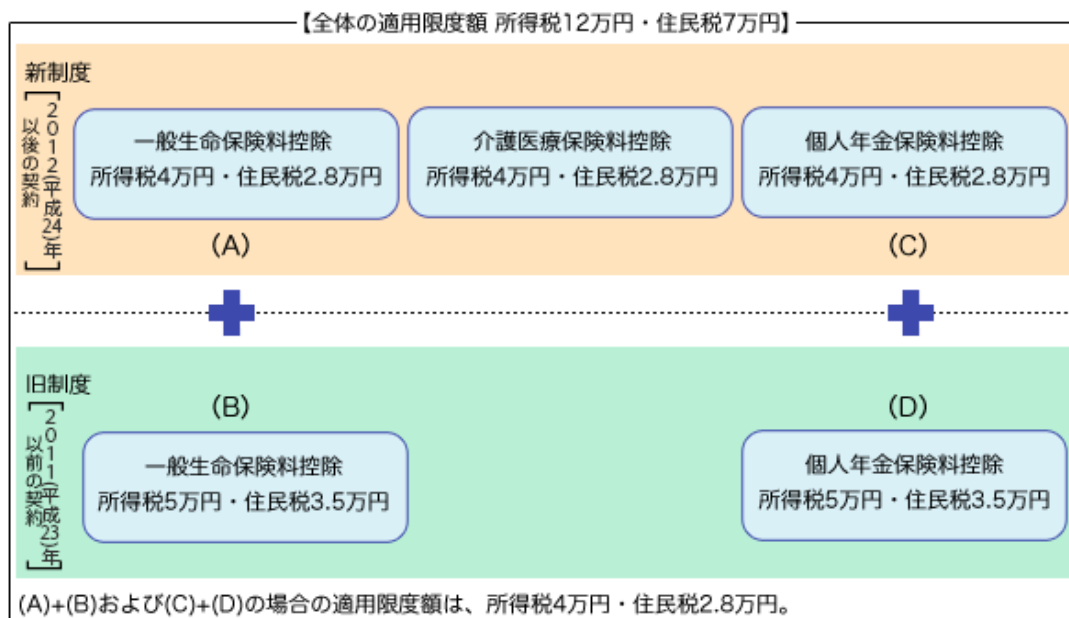
控除できる金額は、その年に実際に支払った金額または給与や公的年金から**差し引かれた金額の全額**です。

3. 不適切

生命保険料控除とは、払い込んだ生命保険料に応じて、**一定の金額**が契約者(保険料負担者)のその年の所得から差し引かれる制度です。

本問の「支払った保険料の金額の多寡にかかわらず」は不適切です。

【改正後の生命保険料控除の限度額】



(公財)生命保険文化センター

4. 不適切

寄附金控除とは、個人が特定団体に寄附をした場合に所得税や住民税の控除を受けられる制度のことです。すべての寄附金が対象となるわけではありません

寄附金控除額

= **いずれか低い金額**(特定寄附金の合計 or 総所得金額等の40%)
- 2,000円

したがって正解は、2.

問題 35

所得税における住宅借入金等特別控除(以下「住宅ローン控除」という)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 住宅ローン控除の対象となる家屋は、床面積が30m²以上330m²以下でなければならない。
2. 住宅ローン控除の対象となる家屋は、床面積の3分の1以上に相当する部分がもっぱら自己の居住の用に供されるものでなければならない。
3. 住宅ローン控除の適用を受けようとする場合、納税者のその年分の合計所得金額が2,500万円以下でなければならない。
4. 住宅ローン控除の適用を受ける最初の年分は、必要事項を記載した確定申告書に一定の書類を添付し、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

【答え】

1. 不適切

住宅ローン控除の対象となる家屋とは、新築又は取得した住宅の床面積が50㎡未満の場合です。

※2021年の税制改正により、床面積が40㎡以上の物件であれば住宅ローン控除が認められるようになりました。(合計所得金額1,000万円以下)

2. 不適切

住宅ローン控除の対象となる家屋とは、床面積の2分の1以上に相当する部分がもっぱら自己の居住の用に供されるものでなければならない。

3. 不適切

住宅ローン控除の適用を受けようとする場合、納税者のその年分の合計所得金額は3,000万円以下である必要があります。

4. 適切

住宅ローン控除の適用を受ける最初の年分は、確定申告が必要です。翌年分からは必要書類を勤務先に提出することで年末調整されます。

したがって正解は、4.

問題 36

所得税の申告に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 老齢基礎年金および老齢厚生年金を合計で年額350万円受給し、それ以外の所得が原稿料に係る雑所得の金額20万円のみである者は、確定申告を行う必要はない。
2. 年の中で死亡した者が、その年分の所得税について確定申告を要する場合、その相続人は、相続の開始があったことを知った日の翌日から3ヵ月以内に、死亡した者に代わって確定申告をしなければならない。
3. 1月16日以後新たに業務を開始した者が、その年分から青色申告の適用を受けようとする場合、その業務を開始した日から3ヵ月以内に、「所得税の青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければならない。
4. 青色申告を取りやめようとする者は、その年の翌年3月31日までに、「所得税の青色申告の取りやめ届出書」を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

【答え】

1. 適切

公的年金等に係る雑所得のみの方で、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、公的年金の雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、確定申告不要です。

2. 不適切

年途中で死亡した者が、その年分の所得税について確定申告を要する場合は、準確定申告となり、相続人は、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に、その年の被相続人の所得税の確定申告をすることが必要です。

3. 不適切

1月16日以後新たに業務を開始した方が、その年分から青色申告の適用を受けようとする場合は、業務を開始した日から2ヶ月以内に青色申告承認申請書を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

	届出書等	内容	提出期限等
所得 税	個人事業の開廃業等届出書	①事業を開始した場合 ②事業所等を開設等した場合	事業開始等の日から1か月以内
	所得税の青色申告承認申請書	青色申告の承認を受ける場合(青色申告の場合には各種の特典があります。)	原則、承認を受けようとする年の3月15日まで (その年の1月16日以後に開業した場合には、開業の日から2か月以内)

4. 不適切

青色申告をやめる場合には、青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日(土曜日・日曜日の場合は翌月曜日)までに、所轄の税務署に「所得税の青色申告の取りやめ届出書」という書類を提出するのがルールです。

したがって正解は、1.

問題 37

法人税の損金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 役員退職給与を損金の額に算入するためには、所定の時期に確定額を支給する旨の定めの内容に関する届出書をあらかじめ税務署長に提出しなければならない。
2. 2016年4月1日以後に取得した建物附属設備の減価償却方法は、定額法である。
3. 参加者1人当たり5,000円以下の得意先との接待飲食費は、必要とされる書類を保存していれば、税法上の交際費等に該当せず、その全額を損金の額に算入することができる。
4. 損金の額に算入される租税公課のうち、事業税については、原則として、その事業税に係る納税申告書を提出した日の属する事業年度の損金の額に算入することができる。

【答え】

1. 不適切

役員に対する退職給与の損金算入時期については、原則としてその役員の退職時に直ちに損金算入することはできず、**株主総会の決議等**により退職金の額が具体的に**確定した日の属する事業年度**において、損金の額に算入します。税務署へあらかじめ届け出る必要はありません。

2. 適切

平成28年度の税制改正により、**2016年平成28年4月1日以後**に取得をされた建物附属設備及び構築物の償却限度額の計算上償却方法について、定率法が廃止されましたので、償却方法は**定額法**となります。

3. 適切

交際費のうち飲食に関する接待費が**1人あたり5000円以下**なら、飲食日・出席者名・人数・金額・店名等を記載した書類を保存していれば、交際費から除外して**経費として全額損金算入可能**となります。

4. 適切

当事業年度の確定申告に係る事業税及び地方法人特別税は、申請する年度の事業税及び地方法人特別税の確定申告書を提出することとなる翌年度分で損金の額に算入されます。

よって、租税公課うち**事業税**や固定資産税・都市計画税は**損金算入**でき、法人税・住民税は損金不算入です。

したがって正解は、1.

問題 38

消費税の原則的な取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 消費税の課税期間に係る基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者は免税事業者に該当し、「消費税課税事業者選択届出書」を提出する場合を除き、その課税期間において消費税の課税事業者となることはない。
2. 消費税の課税事業者が行う土地の譲渡は、非課税取引に該当する。
3. 消費税の免税事業者が「消費税課税事業者選択届出書」を提出して消費税の課税事業者となったときは、事業を廃止した場合を除き、原則として3年間は消費税の免税事業者に戻ることができない。
4. 消費税の課税事業者である個人は、原則として、その年の翌年3月15日までに、消費税の確定申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

【答え】

1. 不適切

消費税では、その課税期間の**基準期間**における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、その課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されます。

ただし、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても**特定期間**における課税売上高が1,000万円を超えた場合は、その課税期間から課税事業者となります。したがって、基準期間(前々事業年度)と特定期間(前事業年度開始から6ヶ月間)の課税売上高が、**いずれも1,000万円以下**であることが必要です。

2. 適切

資産の譲渡は消費税の課税対象となりますが、**土地の譲渡**については売主が事業者であっても個人であっても**消費税は非課税**です。土地は消費される性質を持たないため、消費税は一切かかりません。

3. 不適切

課税事業者となるためには、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者選択届出書」を提出することが必要です。

この届出書は原則として、適用しようとする課税期間の初日の前日までに提出することが必要です。

この届出書を提出した事業者は、事業を廃止した場合を除き、原則として、課税事業者となった日から**2年間**は免税事業者となることはできません。

4. 不適切

個人事業者の消費税の課税期間は、1月1日から12月31日までの期間となり、年の中途で新たに事業を開始した場合や事業を廃止した場合においても、**課税期間の開始の日は1月1日、終了の日は12月31日**となります。

したがって正解は、2.

問題 39

会社と役員間の取引に係る所得税・法人税に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 会社が所有する建物を適正な時価よりも高い価額で役員に譲渡した場合、譲渡価額と時価の差額が会社の受贈益となる。
2. 会社が役員に無利息で金銭の貸付けを行った場合、原則として、通常收受すべき利息に相当する金額が、会社の益金の額に算入される。
3. 役員が会社の所有する社宅に無償で居住している場合、原則として、通常の賃貸料相当額が、役員の給与所得の収入金額に算入される。
4. 役員が所有する土地を時価の2分の1未満の価額で会社に譲渡した場合、時価の2分の1に相当する金額が役員の譲渡所得の収入金額に算入される。

【答え】

1. 適切

法人側については、時価と譲渡原価との差額が譲渡益になり、譲渡価格と時価との差額は受贈益となります。(高額譲渡)

役員側では、差額が法人への寄付金として取り扱われます。

2. 適切

会社が役員に無利息又は低い利息で金銭を貸し付けた場合には、利息の額と実際に支払う利息の額との差額が、原則として、役員に対して経済的利益の供与がなされたものとして給与所得として課税されることになります。

3. 適切

通常の賃貸料相当額が、その役員の給与所得の収入金額に算入される。

4. 不適切

役員が所有する土地を時価の2分の1未満の価額で会社譲渡した場合、法人側では時価が取得価額となり、時価と売買価額の差額を受贈益として益金算入します。役員側では、適正な時価相当額で譲渡したものとされ、差額がみなし譲渡所得として課税されます。

したがって正解は、4.

問題 40

決算書に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 貸借対照表において、純資産の部の合計額がマイナスになることがある。
2. 貸借対照表における資産の部の合計額は、負債の部および純資産の部の合計額と一致する。
3. 損益計算書における売上総利益の額は、売上高の額から売上原価の額を差し引いた額である。
4. 損益計算書における経常利益の額は、売上総利益の額から販売費及び一般管理費の額を差し引いた額である。

【答え】

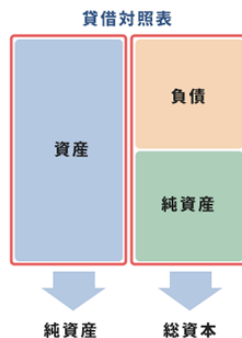
1. 適切

純資産額のマイナスは、資産をすべて売却しても負債を返済できない債務超過の状態に陥っていることを示します。赤字が続く資本金や利益剰余金が食いつぶされるとマイナスの純資産になります。

2. 適切

貸借対照表の資産の部の合計額は、負債の部と純資産の合計額と、必ず一致します。

資産＝負債＋純資産
左側(借方)と右側(貸方)は一致→バランスシート(B/C)



経理COMPASS

3. 適切

売上総利益とは、財務諸表のひとつである損益計算書の中で一番初めて出てくる利益で、大雑把な企業の収益を表しています。

$$\text{売上総利益} = \text{売上高} - \text{売上原価}$$

4. 不適切

経常利益額とは、会社の中心となる事業で得た利益です。

$$\text{経常利益} = \text{営業利益} + \text{営業外収益} - \text{営業外費用}$$

本問の売上総利益－(販売費＋一般管理費)は営業利益です。

したがって正解は、4.

不動産 問題41～50

問題 41

不動産の登記や調査に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 抵当権の設定を目的とする登記では、債権額や抵当権者の氏名または名称は、不動産の登記記録の権利部乙区に記載される。
2. 不動産の登記記録は、当該不動産の所在地である市区町村の役所や役場に備えられている。
3. 区分建物を除く建物に係る登記記録において、床面積は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積(壁芯面積)により記録される。
4. 同一の不動産について二重に売買契約が締結された場合、譲受人相互間においては、売買契約の締結の先後にかかわらず、原則として、所有権移転登記を先にした者が、他方に対して当該不動産の所有権の取得を対抗することができる。

【答え】

1. 適切

所有権:権利部甲区

所有権以外の権利:権利部乙区

抵当権については、債権額や抵当権者の氏名・名称等が記載されます。

権利部(権利に関する事項)	
甲区:所有権に関する事項	→所有権の保存・移転・仮登記・差押えなどを記載
乙区:所有権以外の権利に関する事項	→抵当権・借地権・賃借権などを記載

2. 不適切

不動産の登記記録は、登記所である法務局(支局・出張所)にて保管されているデータのことを指します。

3. 適切

マンション等の区分建物に係る登記記録の床面積は、内法面積(水平投影面積)で表示されています。区分建物以外の一戸建て等の建物の床面積は、登記記録では壁芯面積で表示されています。

4. 適切

同一の不動産について二重に売買契約が締結された場合、譲受人相互間においては、登記の先後にかかわらず、原則として、売買契約を先に締結した者が当該不動産の所有権を取得します。

第三者に所有権移転登記されてしまうと、対抗できません。

したがって正解は、2.

問題 42

不動産鑑定評価基準における不動産の価格を求める鑑定評価の手法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 収益還元法のうちDCF法は、連続する複数の期間に発生する純収益および復帰価格を、その発生時期に応じて現在価値に割り引き、それぞれを合計して対象不動産の価格を求める手法である。
2. 収益還元法のうち直接還元法は、対象不動産の一期間の総収入を還元利回りで還元して対象不動産の価格を求める手法である。
3. 取引事例比較法では、取引事例の取引時点が価格時点と異なり、その間に価格水準の変動があると認められる場合、当該取引事例の価格を価格時点の価格に修正しなければならない。
4. 原価法は、価格時点における対象不動産の再調達原価を求め、この再調達原価について減価修正を行って対象不動産の価格を求める手法である。

【答え】

1. 適切

DCF法とは、将来獲得できるキャッシュフローを割引現在価値に直すことで株式や不動産、事業の価値を算出する方法です。

不動産価格=年間純利益の現在価値の合計+予想売却価格の現在価格

2. 不適切

直接還元法とは、DCF法に比べて簡易的に不動産価格を算出することができるため、よく利用されている算出法で、1年間の純利益を還元利回りで割る計算方法です。

不動産価格=1年間の純利益÷還元利回り

3. 適切

取引事例比較法とは、状況などが類似する不動産が売買された事例を参考に、不動産鑑定士が評価対象となる不動産の試算価格を求める手法を意味します。取引事例の価格に、特殊事情や取引時点の相違による影響の補正・修正を行い、地域要因・個別的要因の比較も行ったうえで、比準価格を求めます。

※取引事例比較法を用いて求めた不動産の試算価格を比準価格といいます。

4. 適切

原価法とは、不動産の再調達原価をもとに対象不動産の試算価格を求める方法です。価格時点において、新しく建築または造成を行って再調達する場合の原価を求め、これに減価修正を行って試算価格を求めます。

したがって正解は、2.

問題 43

不動産の売買契約に係る民法の規定に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、特約については考慮しないものとする。

1. 買主が売主に解約手付を交付した場合、買主が契約の履行に着手するまでは、売主は受領した解約手付を返還して当該契約の解除をすることができる。
2. 売主が種類または品質に関して契約の内容に適合しないことを知りながら、売買契約の目的物を買主に引き渡した場合、買主は、その不適合を知った時から1年以内にその旨を売主に通知しなければ、その不適合を理由として契約の解除をすることができない。
3. 売買の目的物である建物が、売買契約締結後から引渡しまでの間に台風等の天災によって滅失した場合、買主は売買代金の支払いを拒むことができない。
4. 売買契約締結後、買主の責めに帰さない事由により、当該契約の目的物の引渡債務の全部が履行不能となった場合、買主は履行の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

【答え】

1. 不適切

改正前民法557条では、解約手付が交付された場合には、当事者の一方が契約の履行に着手するまでは、買主は手付を放棄し、売主はその倍額を償還して契約の解除をすることができると定められていました。

相手方が契約の履行に着手した後は、手付による解除ができない旨を定めています。

2. 不適切

売主が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において、買主がその不適合を知った時から1年以内にその旨を売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、売主が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、1年経過後も権利行使可能です。

3. 不適切

建物の滅失が、建物の引渡しを受ける前であれば、残代金の支払いを拒み、また、支払い済みの代金の返還を求めることができます。

建物の滅失が、建物の引渡しを受けた後だと、残代金の支払いを免れず、支払い済みの代金の返還を求めることもできません。

4. 適切

改正民法536条では、当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、買主は代金の支払いを拒むことができるものとして、履行拒絶権を認めています。

したがって正解は、4.

問題 44

民法および借地借家法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本問においては、借地借家法第38条による定期建物賃貸借契約を定期借家契約といい、それ以外の建物賃貸借契約を普通借家契約という。また、記載された特約以外のものについては考慮しないものとする。

1. 期間の定めがある普通借家契約において、賃借人は、正当の事由がなければ、賃貸人に対し、更新しない旨の通知をすることができない。
2. 賃借人は、建物の引渡しを受けた後にこれに生じた損傷であっても、通常の使用および収益によって生じた建物の損耗ならびに経年変化によるものである場合、賃貸借が終了したときに、その損傷を原状に復する義務を負わない。
3. 定期借家契約を締結するときは、賃貸人は、あらかじめ、賃借人に対し、契約の更新がなく期間満了により賃貸借が終了することについて、その旨を記載した書面を交付して説明しなければならない。
4. 定期借家契約において、経済事情の変動があっても賃貸借期間中は賃料を増減額しないこととする特約をした場合、その特約は有効である。

【答え】

1. 不適切

普通借家契約の場合、期間の定めがある賃貸借契約では、当事者が**1年前から6ヶ月前までの間に**、相手方に対して**更新をしない旨の通知**をしない場合には、契約は法定更新されることになります。そして、オーナーからこの通知を行うためには、正当事由が必要です(借地借家法第28条)。

賃借人には正当事由は不要です。

2. 適切

改正民法621条では賃借人は、賃借物を受け取った後にこれに生じた損傷がある場合において、賃貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負うとありますが、**通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗並びに賃借物の経年の変化**を除きます。

3. 適切

定期借家契約では、契約の更新はなく、契約期間が満了した時点で契約が終了して借主に退去してもらうことができます。契約の終了に、正当事由は必要ありません。

定期借家契約を結ぶためには、以下の要件を満たす必要があります。

- ・**書面により契約**をすること
- ・契約期間を定めること
- ・契約書の中に、**契約の更新がなされない**ということを定めておくこと
- ・契約の前に、**借主に対して契約の更新がないことを説明**しておくこと

4. 適切

定期建物賃貸借の場合、賃料の改定に関する**特約がある場合**には、賃料の増減額について定めた借地借家法32条の規定が排除され、特約に従った処理がなされることになります(借地借家法38条7項)。**有効**です。

したがって正解は、1.

問題 45

都市計画法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされている。
2. 市街化区域内で行う開発行為は、その規模が一定面積未満であれば、都道府県知事等の許可を必要としない。
3. 用途地域は、土地の計画的な利用を図るために定められるもので、住居の環境を保護するための8地域と工業の利便を増進するための3地域の合計11地域とされている。
4. 市街化調整区域内において、農業を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為は、開発許可を受ける必要はない。

【答え】

1. 適切

市街化区域とは、都市計画法で指定される、都市計画区域の1つです。すでに市街地を形成している区域と、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされています。

2. 適切

市街化調整区域では、その規模にかかわらず、開発行為について知事(指定都市等では市長)の許可を受けなければならないとされています。

ただし、1,000㎡未満の開発であれば、都市計画法に定める開発許可が不要です。

3. 不適切

用途地域は全ての土地に定められるのではなく、都市計画法により都市の環境保全や利便の増進のために「市街化区域」と「非線引き区域」「準都市計画区域」が対象です。

用途地域は大きく分けて、「住居系8」「商業系2」「工業系3」の3つに分かれ、13種類のエリアに分かれる。

4. 適切

市街化調整区域は市街化を抑制する区域であるので、小規模開発についても、立地規制の観点から開発許可の対象としますが、例外として、農林漁業者の住宅や、農林漁業用建築物(畜舎、蚕室、温室、堆肥舎、サイロなどを)を建築するための開発行為は許可を受ける必要がないものとされています。

したがって正解は、3.

問題 46

都市計画区域および準都市計画区域内における建築基準法の規定に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 敷地の前面道路の幅員が12m未満である建築物の容積率は、原則として、「都市計画で定められた容積率」と「前面道路の幅員に一定の数値を乗じて得たもの」とのいずれか低い方が上限となる。
2. 防火地域内に耐火建築物を建築することにより、建蔽率の制限については緩和措置の適用を受けることができるが、容積率の制限については緩和措置の適用を受けることができない。
3. 建築物の高さに係る隣地斜線制限は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域および田園住居地域には適用されない。
4. 日影規制（日影による中高層の建築物の高さの制限）は、原則として、工業地域および工業専用地域を除く用途地域における建築物に適用される。

【答え】

1. 適切

容積率は建物の延べ面積(延床面積)の敷地面積に対する割合ですが、前面道路の幅が12m未満の場合に、用途地域によって制限されます。

住居系用途地域の場合……前面道路幅×4／10

その他の用途地域の場合…前面道路幅×6／10

上記での計算結果と指定容積率のいずれか小さいほうが容積率の上限となります。

2. 適切

建蔽率とは敷地内に一定割合以上の空地を確保することで日照や通風など環境を衛生に保ち、防火や避難などの安全性を備えることを目的したものです。

容積率とは地域個別の環境を維持することです。

建築物の日照や通風などの条件として建築基準法では前面道路幅員が関係してきます。

したがって、容積率は緩和されません。

3. 適切

隣地境界線までの水平距離に応じた高さ制限のことを隣地斜線制限と言います。第1種・第2種低層住居専用地域、田園住居地域以外の全ての用途地域に適用されます。

4. 不適切

日影規制とは、「日影による中高層の建築物の制限」の略で、冬至の日を基準にして、一定時間以上の日影が生じないように、建物の高さを制限するものです。

対象は住居系の用途地域・近隣商業地域・準工業地域です。

よって、商業地域・工業地域・工業専用地域は適用対象外です。

したがって正解は、4.

問題 47

不動産に係る固定資産税および都市計画税に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 土地および家屋に係る固定資産税の標準税率は1.4%と定められているが、各市町村は条例によってこれと異なる税率を定めることができる。
2. 家屋に係る固定資産税は、毎年1月1日における家屋の所有者に対して課される。
3. 住宅用地に係る固定資産税の課税標準については、住宅1戸当たり330㎡以下の部分について課税標準となるべき価格の6分の1相当額とする特例がある。
4. 都市計画税は、都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地または家屋の所有者に対して課される。

【答え】

1. 適切

固定資産(土地、家屋及び償却資産)の保有と市町村が提供する行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、応益原則に基づき、資産価値に応じて、所有者に対し課税する財産税となります。

税率は標準税率1.4%です。

条例により自治体が標準税率とは異なる税率を定めている場合もあります。

2. 適切

固定資産税の納税義務者は、当該年度の初日の属する年の1月1日の所有者です。不動産がある市町村が課税します。

1. 課税客体	土地、家屋及び償却資産
2. 課税主体	全市町村(東京都23区内は東京都が課税)
3. 納税義務者	土地、家屋又は償却資産の所有者 (土地、家屋は登記簿上の所有者等を、償却資産は申告のあった所有者等を固定資産課税台帳に登録し課税)
4. 課税標準	価格(適正な時価)
5. 税率	標準税率1.4%
6. 免税点	土地:30万円、家屋:20万円、償却資産:150万円
7. 賦課期日	当該年度の初日の属する年の1月1日

総務省

3. 不適切

住宅用地に係る固定資産税

住宅用地の 課税標準の特例	・小規模住宅用地(200㎡以下の部分) 固定資産税=課税標準×1/6×税率1.4%
	・一般住宅用地(200㎡超の部分) 固定資産税=課税標準×1/3×税率1.4%

4. 適切

都市計画税とは、都市計画事業や土地区画整理事業を行う市町村が、都市計画区域内にある土地や家屋に対して、その事業に必要な費用に充てるために課する税金です。

市街化区域内に土地や家屋を**所有している個人・法人**が都市計画税を納税します

したがって正解は、3.

問題 48

個人が土地を譲渡した場合の譲渡所得に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 相続人が相続により取得した土地を譲渡した場合、その土地の所有期間を判定する際の取得の日は、相続人が当該相続を登記原因として所有権移転登記をした日である。
2. 土地の譲渡が長期譲渡所得に区分される場合、課税長期譲渡所得に対して、原則として、所得税(復興特別所得税を含む)15.315%、住民税5%の税率により課税される。
3. 土地を譲渡する際に支出した仲介手数料は、譲渡所得の金額の計算上、譲渡費用に含まれる。
4. 譲渡所得の金額の計算上、譲渡した土地の取得費が不明な場合には、譲渡収入金額の5%相当額を取得費とすることができる。

【答え】

1. 不適切

取得の時期は、通常、売った土地建物を買い入れた日ですが、相続や贈与で取得したときは、**死亡した人や贈与した人の取得の時期**がそのまま相続人に引き継がれます。

2. 適切

長期譲渡所得:所有期間5年超、**所得税15.315%・住民税5%**

短期譲渡所得:所有期間5年以内、**所得税30.63%・住民税9%**

3. 適切

$$\text{譲渡所得の金額} = \text{土地・建物の売却金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用})$$

したがって、**仲介手数料は譲渡費用**に含まれます。

4. 適切

取得費が不明な場合は、**売却金額×5パーセント相当額**を取得費とすることができます。

また、実際の取得費が売った金額の5パーセント相当額を下回る場合も、売った金額の5パーセント相当額を取得費とすることができます。

したがって正解は、1.

問題 49

居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除(以下「3,000万円特別控除」という)および居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(以下「軽減税率の特例」という)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 3,000万円特別控除は、居住用財産を配偶者に譲渡した場合には適用を受けることができない。
2. 3,000万円特別控除は、居住用財産を居住の用に供さなくなった日から6ヵ月を経過する日までに譲渡しなければ、適用を受けることはできない。
3. 軽減税率の特例は、譲渡した居住用財産の所有期間が、譲渡した日の属する年の1月1日において5年を超えていれば、適用を受けることができる。
4. 軽減税率の特例では、課税長期譲渡所得金額のうち1億円以下の部分の金額について、所得税(復興特別所得税を含む)10.21%、住民税4%の軽減税率が適用される。

【答え】

1. 適切

3,000万円の特別控除の特例とは、居住用財産を売ったときには、所有期間の長短に関係なく譲渡所得から最高3,000万円まで控除ができる特例があります。

3,000万円特別控除の適用要件には、売手と買手が、親子や夫婦など特別な関係でないこととあります。

※特別な関係には、このほか生計を一にする親族、家屋を売った後その売った家屋で同居する親族、内縁関係にある人、特殊な関係のある法人なども含まれます。

2. 不適切

特例の適用を受けるための要件として、自分が住んでいる家屋を売るか、家屋とともにその敷地や借地権を売ること。なお、以前に住んでいた家屋や敷地等の場合には、住まなくなった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに売ること。

3. 不適切

軽減税率の特例の要件

- ・自宅(居住用財産)を売っていること
- ・親子や配偶者といった特殊関係者への売却ではないこと
- ・売却した年から数えて、前年および前々年にこの特例の適応を受けていないこと
- ・売却した不動産の所有期間が売却した年の1月1日現在において10年を超えていること

4. 不適切

マイホームを売ったときの軽減税率

課税長期譲渡所得金額	所得税	住民税
6,000万円以下の部分	10.21%	4%
6,000万円超の部分	15.315%	5%

1億円以下ではなく、6,000万円以下です。

したがって正解は、1.

問題 50

不動産の有効活用の手法等の一般的な特徴に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 等価交換方式では、土地所有者は、土地の所有権の一部(持分)を譲渡することにより、その共有地上に建設された建物を全部取得することとなる。
2. 事業受託方式では、土地の有効活用の企画、建設会社の選定や当該土地上に建設された建物の管理・運営等をデベロッパーに任せ、建設資金の調達や返済は土地所有者が行うこととなる。
3. 建設協力金方式では、土地所有者が土地上に建設するビルや店舗等を借り受ける予定のテナント等から、建設資金の全部または一部を借り受け、当該建物を建設することとなる。
4. 定期借地権方式では、土地所有者は、土地を一定期間貸し付けることによる地代収入を得ることができ、借地期間中の当該土地上の建物の所有名義は借地権者となる。

【答え】

1. 不適切

等価交換方式とは、土地所有者とデベロッパーが共同事業者となり、オーナーは土地を出資し、デベロッパーが建物を建て、それぞれの出資比率に応じて土地建物を取得することです。オーナーの土地持分の一部と、デベロッパーの建物区分所有権の一部を、等価で交換することになります。建物の全てを取得できるわけではありません。

2. 適切

事業受託方式とは、土地所有者が土地を一切手放すことなく事業を行ない、建物の企画、設計、建設、管理、運営に至るまでの事業の全体をデベロッパーなどが総合的に受託する土地有効活用の事業方式です。事業の主体は土地所有者で、建築資金の借入れや建築請負契約などは土地所有者の名義で行ない安定収入を得る。

3. 適切

建設協力金方式とは、主に事業用建物の建築に活用される方式で、テナントが土地所有者に対して、建物の建設資金を建設協力金として差し入れ、土地所有者は、この建設協力金をもとに建物を建設し、テナントに賃貸する方式のことです。

4. 適切

定期借地権方式とは、土地の所有者が、一定期間の間、個人や企業に貸す方式です。一定期間後、更地となって土地が返還され、貸している間、保証金や地代などの利益を得ることができます。また、相続税や固定資産税の軽減や、相続税の納付対策にも有利になります。借地期間中の当該土地上の建物の所有名義は借地権者となる。一般に地代収入は他の方式による収益よりも低いです。

したがって正解は、1.

相続・事業承継

問題51～60

問題 51

民法上の贈与に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 書面によらない贈与は、その履行の終わった部分についても、各当事者が解除をすることができる。
2. 負担付贈与とは、贈与者が受贈者に対して一定の債務を負担させることを条件とする贈与をいい、その受贈者の負担から利益を受ける者は贈与者に限られる。
3. 死因贈与とは、贈与者の意思表示のみで成立し、贈与者の死亡によって効力が生じる贈与をいう。
4. 定期贈与とは、贈与者が受贈者に対して定期的に財産を給付することを目的とする贈与をいい、贈与者または受贈者の死亡によって、その効力を失う。

【答え】

1. 不適切

贈与契約とは当事者の一方が**無償**で自己の財産を相手方に与える意思表示をし、相手方が受諾することで成立する契約です。

口頭契約 履行前はいつでも一方的に取消が可能です。
履行後は取消不可となります。

書面契約 履行前、履行後**ともに契約を撤回できません**。
(撤回は**相手方が承諾**した場合は可能です。)

2. 不適切

負担付贈与とは、受贈者に**一定の債務(負担)**を負わせる**贈与**です。

受贈者が負担を履行しない場合、贈与者は契約を解除できます。

通常贈与と違って受贈者が負担を負うため、贈与者には、受贈者の負担を限度として売主と同じ瑕疵担保責任が発生します(民法551条2項)。

受贈者の負担から**利益を受ける者は贈与者に限られません**。

3. 不適切

死因贈与とは、**お互いの合意により契約締結**し、贈与者の死亡により、効力が発生する贈与です。贈与者は贈与者の意思だけ(遺言等)で撤回できます。なお、贈与者より受贈者の死亡が早い場合は効力を失います。

4. 適切

定期贈与とは、**定期の給付**を行う贈与です。

当事者のいずれかが死亡した場合には**死亡した時に終了**となり、相続人には引き継がれません。

したがって正解は、4.

問題 52

親族等に係る民法の規定に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 親族の範囲は、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族である。
2. 養子縁組(特別養子縁組ではない)が成立した場合であっても、養子と実方の父母との親族関係は終了しない。
3. 直系血族および兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務があるが、家庭裁判所は、特別の事情があるときは、3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。
4. 相続人が被相続人の子である場合、実子と養子の法定相続分は同じであるが、嫡出でない子の法定相続分は、嫡出子の法定相続分の2分の1である。

【答え】

1. 適切

民法725条において、親族は3親等内の姻族・6親等内の血族・配偶者とされています。

2. 適切

特別養子縁組ではない養子縁組では、養子と実方の父母との親族関係は終了しません。特別養子縁組では、養子が戸籍上も実親との親子関係を断絶し、実子と同じ扱いとする縁組となります。

3. 適切

直系血族及び兄弟姉妹は相互に扶養義務がありますが、特別の事情がある場合は、家庭裁判所に扶養請求の調停又は審判を申し立てることができます。3親等内の親族間にも扶養義務を負わせることができます。

4. 不適切

ちやくしゅつし

嫡出子とは、法律上の夫婦関係にある親の子どものことです。

嫡出でない子(非嫡出子)の相続分は嫡出子の法定相続分と同様です。

以前は非嫡出子の法定相続分を嫡出子の2分の1とする旨が民法に規定されていましたが、平成25年9月4日付の最高裁決定により、同規定は憲法第14条に定められる、「法の下での平等」に反し違憲である旨が示されました。

したがって正解は、4.

問題 53

贈与税の課税財産に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 子が母から著しく低い価額の対価で土地の譲渡を受けた場合、原則として、その相続税評価額と支払った対価の額との差額を限度に、子が母から贈与により取得したものとみなされ、その差額相当分は、贈与税の課税対象となる。
2. 個人の債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難になり、個人の債権者から当該債務の免除を受けた場合、当該免除を受けた金額のうちその債務を弁済することが困難である部分の金額は、贈与税の課税対象とならない。
3. 離婚による財産分与によって取得した財産については、その価額が婚姻中の夫婦の協力によって得た財産の額その他一切の事情を考慮しても過当でなく、贈与税や相続税の^ほ遁脱を図ったものでもない場合には、贈与税の課税対象とならない。
4. 契約者(＝保険料負担者)が父、被保険者が母、死亡保険金受取人が子である生命保険契約を締結していた場合において、母の死亡により子が受け取った死亡保険金は、贈与税の課税対象となる。

【答え】

1. 不適切

個人から著しく低い価額の対価で財産を譲り受けた場合には、その財産の相続税評価額との差額ではなく、**時価と支払った対価との差額**に相当する金額は、財産を譲渡した人から**贈与により取得したもの**とみなされます。

2. 適切

債務免除等による利益を受けた場合、債務の免除を受けたまたは債務者の扶養義務者に債務の引受けまたは弁済をしてもらったときは、その債務の弁済をすることが**困難である部分の金額**については、**贈与により取得したもの**とはみなされません。

3. 適切

離婚による財産分与によって取得した財産は、通常、**贈与税がかかることはありません**。これは、相手方から贈与を受けたものではなく、夫婦の財産関係の清算や**離婚後の生活保障のための財産分与請求権**に基づき給付を受けたものと考えられるからです。

ただし、離婚後に短期間で復縁した場合、取得した財産すべてが贈与税の課税対象となります。

4. 適切

死亡保険金の課税関係

契約者	被保険者	受取人	課税区分
A 父	A	B	相続税
A 父	B 母	A	所得税
A 父	B 母	C 子	贈与税

したがって正解は、1.

問題 54

贈与税の計算に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 暦年課税に係る贈与税額の計算上、適用される税率は、超過累進税率である。
2. 子が同一年中に父と母のそれぞれから贈与を受けた場合、同年分の子の暦年課税に係る贈与税額の計算上、課税価格から控除する基礎控除額は、各贈与者につき最高110万円となる。
3. 妻が夫から受けた贈与について贈与税の配偶者控除の適用を受けたことがある場合、その後、同一の夫から贈与を受けても、再び贈与税の配偶者控除の適用を受けることはできない。
4. 相続時精算課税制度に係る贈与税額の計算上、適用される税率は、一律20%である。

【答え】

1. 適切

暦年課税とは、贈与税の課税方式のひとつで、1月1日から12月31日までの1年間に贈与された財産の合計額に応じて課税される方式のことです。贈与額が大きくなるほど税率が上がる**超過累進税率**となります。

2. 不適切

贈与税は、個人から財産をもらったときにかかる税金です。会社など法人から財産をもらったときは贈与税はかかりませんが、所得税がかかります。

一人が1月1日から12月31日までの1年間にもらった財産の合計額から**基礎控除額の110万円を差し引いた残りの額**に対してがかかります。したがって、基礎控除額は贈与者の**人数にかかわらず110万円**までとなります。

3. 適切

贈与税の配偶者控除とは、配偶者が居住用不動産の購入またはその建築資金を贈与されたときに、贈与された金額から2,000万円まで控除することができるという制度です。

＜配偶者控除の適用要件＞

- ・婚姻期間が20年以上であること
- ・今までに配偶者控除を受けていないこと(**同一夫婦間で1度だけ**)
- ・贈与財産は、居住用不動産又は、居住用不動産の取得資金のいずれかであること
- ・贈与を受けた年の翌年3月15日までに贈与された(又は取得した)居住用不動産を居住の用に供し、その後も引き続き居住する見込であること
- ・贈与税の申告をすること

4. 適切

相続時精算課税制度に係る贈与税額の税率は、贈与財産が累計2,500万円までは非課税であり、それ以上の場合**は一律20%の贈与税**が課税されます。

したがって正解は、2.

問題 55

民法上の相続人等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 成年に達した者は、尊属または年長者以外の者を養子とすることができるが、養子には人数制限があり、実子のいる者は1人まで、実子のいない者は2人までである。
2. 被相続人の配偶者は、常に相続人となり、被相続人に子がいる場合、子が第1順位の相続人となる。
3. 被相続人の子が相続開始以前に廃除により相続権を失った場合、その者に子がいるときは、その子(被相続人の孫)は代襲相続人となる。
4. 胎児は、死産とならない限り、相続開始時にすでに生まれたものとみなされる。

【答え】

1. 不適切

相続税の計算をする場合、法定相続人の数に含める養子の数には制限があります。

- ・被相続人に実の子供がいる場合1人までです。
- ・被相続人に実の子供がいない場合2人までです。

ただし、民法上では養子の人数に制限はなく、全員法定相続人となります。

2. 適切

※配偶者は常に相続人です。

法定相続人の範囲と順位

順位	範囲	備考
第1順位 [民法887]	子	養子・嫡出子・非嫡出子・相続開始時の胎児を含む
第2順位 [民法889]	直系尊属 父母・祖父母の順	第1順位の子がいない場合、父母へ、父母がいない場合は祖父母へと引き継ぐ
第3順位 [民法889]	兄弟姉妹	第1順位、第2順位がいない場合

3. 適切

相続欠格や廃除によって被相続人の孫相続権を失った者に子供(被相続人の孫)がいる場合は、代襲相続権が認められます。廃除された本人は相続権を失います。ただし、子供がいない場合は、ほかの相続人の相続分として分配されることになります。

4. 適切

民法上、胎児は相続に関しては生まれたものとみなされるため、相続権があります。

相続税法上は、胎児はいないものとして考えます。相続税が発生する場合には、相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に納税地の所轄税務署に申告納税しなければなりません。

したがって正解は、1.

問題 56

民法上の遺言に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 遺言は、未成年者であっても、満15歳以上の者で、かつ、遺言をする時にその能力があれば、法定代理人の同意を得ることなく単独ですることができる。
2. 遺言者が自筆証書遺言に添付する財産目録をパソコンで作成する場合、当該目録への署名および押印は不要である。
3. 公正証書遺言を作成する際には、証人2人以上の立会いが必要とされる。
4. 遺言者が法務局における自筆証書遺言書保管制度を利用した場合、その自筆証書遺言について、相続開始後の家庭裁判所の検認手続きは不要である。

【答え】

1. 適切

未成年者であっても、判断能力さえしっかりしていれば、満15歳に達すると遺言を作成することができます。その方式も問いません。なお、年齢には上限はありません。

2. 不適切

自筆証書遺言に自書によらない財産目録を添付する場合には、その「毎葉」(自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面)に署名押印をしなければならないものと定めています。押印について特別な定めはありませんので、本文で用いる印鑑とは異なる印鑑を用いても構いません。

3. 適切

遺言(普通方遺言)には、3種類があります。

	作成方法	証人	検認
自筆証書遺言	遺言者が遺言の、全文、日付、氏名を自書し押印する。 遺言の全文は手書きで書く必要ありましたが、法改正により財産目録に関してはパソコン等での作成も認められるようになりました。	不要	必要
公正証書遺言	公証人2名以上の立会いのもと、遺言者が口述し、公証人が筆記する。	2人以上	不要
秘密証書遺言	遺言者が遺言書を作成し、署名押印し、封印。公証人が日付等を記入する。パソコンや代筆も可能。	2人以上	必要

公正証書遺言とは、公証人2名以上の立会いのもと、遺言者が口述し、公証人が筆記する方法です。

4. 適切

自筆証書遺言は、保管方法が指定されていませんでしたが、2020年令和2年7月10日に施行され **自筆証書遺言書保管制度** では、相続開始後、家庭裁判所における **検認が不要** となりました。公正証書遺言と同様です。

したがって正解は、2.

問題 57

相続税の課税財産等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 老齢基礎年金の受給権者が死亡し、その者に支給すべき年金給付で、死亡後に支給期の到来する年金を、生計を同じくしていた受給権者の子が受け取った場合、当該年金は相続税の課税対象とならない。
2. 契約者および被保険者を相続人とする生命保険契約の保険料を被相続人が負担していた場合、被相続人が負担していた保険料に対応する生命保険契約に関する権利は、契約者である相続人が相続または遺贈により取得したものとみなされ、相続税の課税対象となる。
3. 被相続人から相続開始前3年以内に暦年課税による贈与により取得した上場株式は、その者が相続や遺贈により財産を取得したかどうかにかかわらず、相続税の課税対象となる。
4. 被相続人から相続時精算課税制度による贈与により取得した現金は、その者が相続や遺贈により財産を取得したかどうかにかかわらず、相続税の課税対象となる。

【答え】

1. 適切

老齢基礎年金の受給権者が死亡し、生計を同じくしていた受給権者の子が受け取った死亡後に支給期の到来する年金は、相続税ではなく**所得税の課税対象**となります。

2. 適切

死亡保険金の課税関係

契約者	被保険者	受取人	課税区分
A 相続人	A 相続人	B 子	相続税
A	B	A	所得税
A	B	C	贈与税

被相続人以外の者が契約者である場合には**みなし相続財産として、相続税の課税対象**となります。

3. 不適切

被相続人から相続開始前3年以内に暦年課税による贈与により取得した上場株式で、**相続・遺贈で財産を取得していない場合**には、相続税の課税価格に**加算されません**。

4. 適切

相続時精算課税は、贈与を受けたときに、特別控除額及び一定の税率で贈与税を計算し、贈与者が亡くなったときに贈与された財産は**贈与時の価額**で、**相続税の課税価格に加算**されます。

したがって正解は、3.

問題 58

2021年10月11日(月)に死亡した被相続人が保有していた上場株式の1株当たりの相続税評価額として、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。

＜上場株式1株当たりの最終価格等＞

2021年10月 8日(金)の最終価格	2,430円
2021年10月11日(月)の最終価格	2,510円
2021年10月12日(火)の最終価格	2,490円
2021年10月の最終価格の月平均額	2,530円
2021年 9月の最終価格の月平均額	2,480円
2021年 8月の最終価格の月平均額	2,450円

1. 2,430円
2. 2,450円
3. 2,510円
4. 2,530円

【答え】

上場株式の相続税評価額は遺産分割協議や相続税の申告のために評価額を求める必要があります。評価額は「**1株当たりの株価×株数**」です。下記のうち、いずれかのうち**最も低いもの**を使ってよいこととなっています。

- ・相続があった日の終値 2,510円
- ・相続があった月の毎日の終値の月平均額 2,530円
- ・相続があった月の前月の毎日の終値の月平均額 2,480円
- ・相続があった月の前々月の毎日の終値の月平均額 **2,450円**

よって、最も低い金額は、相続発生の前々月8月の**2,450円**です。

したがって正解は、2.

問題 59

Aさんの相続が開始した場合の相続税額の計算における土地の評価に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. Aさんが、自己が所有する土地の上に自宅を建築して居住していた場合、この土地は自用地として評価する。
2. Aさんが、自己が所有する土地に建物の所有を目的とする賃借権を設定し、借地人がこの土地の上に自宅を建築して居住していた場合、この土地は貸宅地として評価する。
3. Aさんの子が、Aさんが所有する土地を使用貸借で借り受け、自宅を建築して居住していた場合、この土地は貸宅地として評価する。
4. Aさんが、自己が所有する土地の上に店舗用建物を建築し、当該建物を第三者に賃貸していた場合、この土地は貸家建付地として評価する。

【答え】

1. 適切

自用地とは、他人が使用する権利のない土地をいいますので自用地としての評価となります。

土地の財産価値は、借地権や借家権が設定されていれば、それぞれの権利者に帰属しますので、財産課税に当たっては、土地の評価額を各権利者に分割しなければならない。

2. 適切

貸宅地とは、借地権など宅地の上に存する権利の目的となっている宅地をいいます。土地の上に家屋があること自体を借地権として評価し、**土地は貸宅地として評価**されます。

なお、借地権とは、第三者から土地を借りて、自己所有の建物を建てることのできる権利です。

3. 不適切

土地を**使用貸借**で土地を借り受け、自宅を建築して居住していた場合は、相続税評価額は、**自用地**となります。

使用貸借とは、当事者の一方(借主)が無償である物を引き渡すことを約し、相手方がその受け取った物について無償で使用及び収益をして契約が終了したときに返還をすることを約することを内容とする契約です。

相続税評価上はゼロと考えます。(＝借地権の価値ゼロ)。

4. 適切

貸家建付地とは、**所有する土地**に建築した家屋を**他に貸し付けている**場合の土地のことをいいます。

したがって正解は、3.

問題 60

Aさんの死亡により、配偶者のBさんは、下記の甲土地を相続により取得した。甲土地が特定居住用宅地等に該当し、その限度面積まで「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」(以下「本特例」という)の適用を受けた場合、相続税の課税価格に算入すべき甲土地の価額として、最も適切なものはどれか。

<甲土地の概要>

面積：420m²

自用地の価額（本特例適用前の価額）：210,000千円

1. $210,000 \text{ 千円} - 210,000 \text{ 千円} \times \frac{400 \text{ m}^2}{420 \text{ m}^2} \times 80\% = 50,000 \text{ 千円}$
2. $210,000 \text{ 千円} - 210,000 \text{ 千円} \times \frac{330 \text{ m}^2}{420 \text{ m}^2} \times 80\% = 78,000 \text{ 千円}$
3. $210,000 \text{ 千円} - 210,000 \text{ 千円} \times \frac{240 \text{ m}^2}{420 \text{ m}^2} \times 50\% = 150,000 \text{ 千円}$
4. $210,000 \text{ 千円} - 210,000 \text{ 千円} \times \frac{200 \text{ m}^2}{420 \text{ m}^2} \times 50\% = 160,000 \text{ 千円}$

【答え】

小規模宅地の相続税の特例とは相続や遺贈により取得した被相続人の居住用や事業用の建物に対して、一定の条件で通常の評価額から一定の割合を減額します。

本問では、甲土地は特定居住用宅地等に該当するとのことですので、宅地は 330m^2 を上限に、 80% 減額となります。

＜適用対象宅地、面積、減額割合＞

区分	要件	面積	割合	備考
特定居住用宅地	被相続人の居住用で、取得者が配偶者の親族	330m^2	80%	特定居住用と特定事業用の併用では 730m^2 まで適用可
特定事業用宅地	被相続人の事業用で、取得者が一定の親族	400m^2	80%	相続税申告まで事業を引き継ぐ
貸付事業用宅地	不動産貸付用の宅地 (賃貸マンション等)	200m^2	50%	相続税申告期限までに譲渡した場合は除く

甲土地の概要

- ・面積： $420\text{m}^2 \rightarrow 330\text{m}^2$ までが減額割合 80% が適用範囲です。
- ・自用地価格：2億1,000万円

小規模宅地の特例による評価減額
＝自用地評価額×適用上限／敷地面積×減額割合

よって、評価減額は

$$210,000\text{千円} \times \frac{330\text{m}^2}{420\text{m}^2} \times 80\% = 132,000\text{千円}$$

減額評価後の金額は

$$210,000\text{千円} - 132,000\text{千円} = 78,000\text{千円}$$

したがって正解は、2

(終り)